

暫定基準（第一次案）に対して寄せられた個別の意見について（個別の基準値に係る意見を除く）

No.	分類 番号	ご意見	意見提出者	文書番号	回答
1	1	暫定基準設定の方針の前提として、「国民の健康保護」の趣旨を明記すべき。	日本生活協同組合連合会	189	ご指摘を踏まえ、修正します。
2	1	油糧種子に関しては現行制度においてもMRLが設定されている。しかし、大豆、ごまを除き、その多くは直接食用に供することが適切でなく、現実にも供されていない。一方、今回の案において食用油についてMRLが設定されていることとなり、人間が現実消費する食品段階において規制が整備されることとなる。これらの事情を考慮すれば、種子をそのまま、食用に供することが適切でない菜種、綿実等については既に設定されているものとはかく、新たな農薬についてMRLを設定する必要がないものとする。	大社団法人日本植物油協会	175	綿実、トウモロコシ等については、国内においても、コーデックス基準においても、基本的には、それぞれの農作物ごとに基準が策定され、用途別等には策定されていないことから、暫定基準においても同様の取扱いを行うことが適当であると考えます。 なお、加工食品については「食品中に残留する農薬等の暫定基準（第1次案）に対する意見の募集について」（以下「説明文書」という。）の4に記載したとおり、使用される原材料、その割合、加工方法等により、残留量が異なることから、国際基準が設定されている加工食品のみ暫定基準の設定対象とし、基本的には原材料段階で農薬等の残留を管理
3	1	本件の標題は「食品中に残留する…」となっており、基準の対象は食品とされています。食品衛生法で食品の定義は「すべての飲食物をいう」とされていますが、そのもの自体の飲食の経験が乏しいものについて、食品としての取り扱いが不明確なところがあります。すなわち、食品として不適格と考えられるものについて、食品として残留基準値を適用することは疑問に思います。例えば、種実類特に油糧種子については、食品として基準に当てはめることが適切でないものが存在すると思慮されます。すなわち：綿実種子は、有害なゴシポールを含有することから、そのもの自体を食品として取り扱うことは無理がある。また、食経験がない。亜麻仁（flaxseed）は、シアン化合物を含むことから、厚生労働省のご担当官からそれ自体を食品とすることは適切でないと解釈された経緯がある。菜種は、そのもの自体を食することはなく、食経験はほとんど見当たらない。これら例示したものは、加工処理を経て安全な食品（食用油脂）として食されている実態に鑑み、「加工した食品中の残留基準」のみを適用することが妥当であると考えます。	浜島守男	109	することとしています。

4	1	海外の基準値を考慮して基準値を設定しても、規制対象が異なれば運用が全く異なり、今まで輸入されていたものなども輸入できなくなる可能性がでてくる。また、直接食される形態で輸入される食品は食品レベルで基準を確認されるのに対し、食品の素材として使用される原料が輸入される場合は、どのような濃度で使用される考慮されずに基準が適用されるので、輸入食材を使用している国内のメーカーにとっては大変不利な状況になると考えられる。したがって、農水産物のように、直接食べられるものは今回の規制の対象として当然だと思うが、それだけで直接食されることがなく、食品の素材として使用される原料に関しては安全性の面から言っても考慮されるべきである。	土屋一行	11	
5	1	直接口に入る「生食用トウモロコシ」に比べ、加工工程を経る「原料用トウモロコシ」は、最終製品における農薬残留の可能性は極めて小さい。したがって、一律に「国内基準」を設定することは非合理と考え、用途別の暫定基準値を強く要望する。	飼料輸出入協議会	207	
6	1	加工ポテトについて、USはいくつかの農薬のトレランスを定めているが、日本は生鮮ポテトについて、MRL を設定しており、USの加工ポテトに対するトレランスより厳しい。日本へ輸出される加工食品へ、これらの農薬の使用は避けられないので、日本政府は日本へ輸出する加工食品に使用されている農薬について、引き続き使用できるよう、これらの農薬を認めてもらいたい。そして、もしこれらの農薬が使用されていても、その加工食品が止まらないようにしてもらいたい。[原文英語]	NationalPotatoCouncil	187	加工食品の適否の判断は、上述のとおりであり、かつ、原材料の基準設定については米国基準についても No.124 の回答のとおり参考に行っているところです。

7	<p>1 農薬が使用される作物は多岐にわたっており、その中にはマイナー作物と称する作物も多い。農薬の開発においては、まず主要作物での登録を行い、その後徐々に他の作物やマイナー作物に登録を拡大していくのが通常である。よって、一旦一定の作物に登録されてから、他作物への適用拡大が末端の要望に応じて頻繁に行われているが、今後適用拡大毎に残留基準の設定が必要となり、その事務作業量は膨大であるから、残留基準値の設定にあたっては、作物・食品群としての設定ができる制度の導入を要望する。米国及び EU においては、GroupTolerance や GroupMRLs の設定を制度として行っている(申請者の選択性:個別作物毎か作物群か)。</p> <p>(提案)欧米型の作物・食品群毎の残留基準設定を可能とする制度・運用の導入を提案する。ただし、従来通りの個別作物・食品毎とするか否かは申請者の選択とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 作物の種類、残留量の程度などに応じて作物群を設定する。 2. 作物群毎に作物残留データを作成する代表作物を設定する。 3. 作物群としての残留基準設定を要望する場合は、代表作物での作物残留データを提出する。 4. 提出された作物残留試験成績をベースに当該作物群共通の残留基準を設定する。 5. 個別作物毎の残留基準設定を選択した場合は、当該作物毎の作物残留試験成績を提出する。 <p>作物群及び代表作物については、アメリカの例や、農林水産省がマイナー作物対応で設定している作物群が参考になる。因みにアメリカでは USEPA が次の作物群(略)を設定している。</p>	農薬工業会	120	<p>暫定基準の検討にあたっては、我が国の農薬取締法における登録のほか、ご指摘の制度を採用しているといわれる米国や EU における対象作物とその基準値を参考としたところであり、対象農作物の範囲は欧米とも整合しているものと考えます。</p>
---	--	-------	-----	---

8	1	グループ MRL が設定されているものが一部あるが、比較的扱いが簡単なグループにのみ適用されていたり、本来グループに属する物が抜けていたりしている。それぞれの剤は、本来は個別に安全性が評価されており、また作用機序の同じ物が同時に用いられる事は農業としての効果の面からも考えられない。他のグループ化適用が困難なものや、単独で MRL が設定されている剤に比較して不公平な扱いである。公平な取り扱いになるような運用をして欲しい。CODEX の MRL は一部がグループ化されているが、それを実際に DietaryRiskAssessment 等に取り入れている国は無い。米国は FQPA により一部グループ化の方向で検討しているが、実際には適用していない、あるいはできないのが現状であると理解している。	デュボン株式会社	33	いわゆるグループ MRL については、コーデックス基準を基に設定しています。コーデックス基準は SPS 協定においても、規制の基本とされていますので、その採用が「不公平」とは考えていません。
9	1	既に ADI が一杯であり、他に振り向けられる状況になっていない、フェニトロチオンの場合は、どうするつもりなのか、なんとか理解に苦しむ。	遺伝毒性を考える 集い	192	ご指摘の「ADI が一杯である」とは、理論最大一日摂取量 (TMDI) の試算におけるフェニトロチオン等の場合を指しているものと考えられます。しかしながら、マーケットバスケット方式を用いて調査したフェニトロチオンの実際の摂取量は、平成 3 ~ 12 年度で ADI 比 0.3 ~ 2.9% であるように、TMDI 方式による試算を大幅に下回っています。このようなことからフェニトロチオン等について特段の取扱いをする必要があるとは考えておりません。 なお、暫定基準設定においては、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することといたしますが、今後、実際の一日摂取量調査結果等を踏まえ、優先順位を付した上で暫定基準を見直し、いわゆる本基準(以下単に「本基準」という。)としたいと考えています。
10	1	リスト見直しの時期は 5 年ごととなっているが、「関連業界からの要望が出れば、必要に応じて随時見直しする」よう改めて欲しい。(ただし、農産物等はシーズン物であるので、取締に対して猶予期間の設定も必要と思われる)	(社)日本冷凍食品協会	27	国内的には、農薬取締法等と連動して基準値を見直すものであること、国外的には、基準値の設定又は改正を要請する制度を設けたこと等から、暫定基準の見直しを 5 年程度毎に行うとしても不都合は生じないものと考えています。
11	1	今回設定される暫定基準については、ポジティブリスト制施行後、2 年程度のより短いスパンでの順次見直しを願いたい。	マルハ株式会社	26	一日摂取量調査結果等を踏まえて、優先順位を付した上で、リスク評価及び我が国の食品摂取量に基づいて暫定基準を見直すこととしており、見直し後の残留基準は暫定基準ではなく、本基準の取扱いとなるものです。

12	1	暫定基準の見直しは、5年ごとではなく、2～3年ごとにして欲しい。少なくともアレルギーにおいては2年ごと、GMOについては1年ごとの見直しがあることと整合性を採るべきである。(同旨7件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・ニチレイ株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・39・89・95	
13	1	今回設定される暫定基準は、ポジティブリスト制施行後に見直すとされていますが、この見直しはADI等に基づく評価をして基準(暫定ではなく現行と同じ本基準)を設定するということですか？	永山敏広	77	
14	1	「暫定基準の見直し」の中で「マーケットバスケット調査による農薬摂取量の実態調査等の結果に基づき、優先順位を付した上で安全性試験成績を収集し、リスク評価に基づく基準の見直しを行うこととする」と述べられていますが、この際、日本における摂取量に基づく精密化された曝露評価に基づいて設定して下さい。	JapanFoodInformationCenter(JFIC)	137	
15	1	暫定基準設定後の正式基準化に際して、マーケットバスケット調査に基づく検討を行うとされているが、日本における摂取量に基づく精密化された曝露評価に基づく設定をされるのか。(同旨2件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210	
16	1	暫定基準の見直しは、5年ごとではなく、2～3年ごとにして欲しい。	日清シスコ株式会社	95	

17	1	暫定基準の作成方法は、例えば抗菌剤の評価においては、MIC(最少発育阻止濃度)に基づいてADIを設定する際、JECFAと欧州委員会・食品科学委員会とでは用いる算出式が異なり、また、FDAはMICを用いていない。さらに、BST(Bovine Somatotropin)の事例では、JECFAの結論と欧州委員会・食品科学委員会の結論は異なっている。従って、今後の暫定基準の見直しに際しては、JMPR及びJECFAが用いるデータに基づいて諸外国が必ずしも基準を設定しているわけではないという点について十分に調査を実施することを要望する。	日本生活協同組合連合会	189	暫定基準のリスク評価に基づく見直しに当たっては、ご指摘の点を踏まえ、幅広く検討していきたいと考えています。
18	1	基準値設定農薬を、650種類と言わず、世界中に現存する全ての登録農薬を対象にして欲しい。	松田敏子	23	今回のいわゆるポジティブリスト制(以下単に「ポジティブリスト制」という。)では、すべての農薬が規制の対象となります。具体的には、一部例外を除き、暫定基準を含め残留基準
19	1	すべての農薬について測定することは困難であるという問題点を補うため、抽出物について細菌等生物を用いた2,3の毒性試験を加えることは出来ないか。今、有害物質の環境影響評価や下水処理場流入水評価に生物学的な評価方法が試みられている。天然の毒性物質やpH等の問題点もあるが、食品についても総合的な評価ができる生物学的な評価基準方法について検討をお願いしたい。	北九州市環境科学研究所	34	が設定されているものは、その基準が、残留基準が設定されていないものは一律基準が対象となります。また、暫定基準の設定に当たっては、科学的なデータに基づき評価を行い、基準を設定しているとして申出があった国又は地域の定める残留基準について調査検討のうえ、参考にすることとしたところです。 暫定基準をリスク評価に基づき見直す際には、我が国の食品摂取量を基に、基準値の再検討を行うこととなります。
20	1	総農薬摂取量をへらすため、総農薬基準をきめる。その際、残留農薬の分析精度は、基準値の100分の1のレベルにする。	反農薬東京グループ	96	さらに、生物を用いた試験法については、現段階で実用化できるようなものがあるとは考えておりません。
21	1	化学構造の類似した農薬をひとまとめにした、農薬グループ別の基準を設定する。	反農薬東京グループ	96	なお、個々の物質の毒性・物性等が異なることから、国内的にも、国際的にも、原則として、個々の農薬ごとに基準を設ける方策がとられているところです。
22	1	毒性・残留性の評価がなされていない農薬・農作物については、残留基準を設けない。	反農薬東京グループ	96	
23	1	食品添加物のポジティブリスト制度と同様、基準が設定されていない農薬等が使用された食品の流通を原則禁止すべき。	反農薬東京グループ	96	食品衛生法においては、農薬等の残留を規制、すなわちポジティブリスト制の導入によって、使用された農薬等が残留する食品の流通が原則禁止されることから、国民の健康を確
24	1	国内又は国外で販売・使用禁止にされている農薬については、その残留基準を設けない。ただし、環境汚染により残留が避けられない農薬については、残留基準をNDとしてよい。	反農薬東京グループ	96	保することができるものと考えています。 なお、農薬等の使用に関しては、食品衛生法の目的の範疇を超えるものであって、その規制等を食品衛生法に基づき行うことは法制上不可能です。

25	1	農薬と動物用医薬品の残留物の定義について教えてもらいたい。いくつかの場合において、オーストラリアで採用されている残留の定義は、Codex あ るいは、他の国と異なる場合がある。いかなる違いも、オーストラリアにおい てMRLと日本の暫定基準案による他の国々との比較は、その数字の意味に インパクトを与えるであろう。例えば、同じ使用方法であっても、親化合物を 残留の定義とするならば、MRLは0.05ppmとなり、いくつかの代謝物を含ん だ複合代謝物を残留の定義とするならば、MRLは2ppmとなりうる。[原文英 語]	オーストラリア政 府(DAFF)	199	暫定基準における規制対象の農薬等の範囲については、品目名における記載、脚注にお ける記載等によって、極力その明確化を図ったところです。 なお、今後、試験法(案)の公表等により、規制の内容がより明確になるものと考えていま す。また、「メソミルオキシム」は試験法の関係から「メソミル」として測定されることから「メソ ミル及びチオジカルブ」の基準が適用になります。
26	1	基準値の表には、法の円滑な執行とコンプライアンスを図り、関係者等の活 用に役立てるため、コーデックス基準と同様に、主な用途、ADI値(設定期 間、設定年)及び残留物の定義を明示した資料を作成すべきである。なお、 この資料を作成する場合には、アバメクチンのように、農薬と動物用医薬品 とで用いられた場合の残留物の定義が異なる場合にはその旨を記載するこ と等も留意すべきである。	日本生活協同組 合連合会	189	
27	1	「メソミル及びチオジカルブ」の基準値は2農薬の総和を「メソミル」換算で示 されていますが、この中には「メソミルオキシム」も含まれていますか？この ような農薬については、暫定基準が施行される際にすべて試験法が示され、 それを見なければ測定対象成分は明らかにならないのでしょうか？	永山敏広	77	
28	1	ポジティブリスト基準項目は、全て代謝産物、分解物、異性体等を含めた総 量としているのか。そうであれば、その個々の物質名を明らかにし、親物質 の前に「総」を付け加えて欲しい。(DDT 総DDTなど)	宮下隆	40	
29	1	今回の暫定基準案では、残留する代謝物等が同じ場合、分析対象が同じも のとなる農薬類がグループ化された基準となっており、すぐに、一般人(農薬の プロではない人)には個別の農薬にたどりつくのが非常に困難となっていま す。農薬名がすぐわかるような配慮をお願いしたい。(目次等では明示する か)	丸紅株式会社	185	

30	1	「MCPB と MCPB エチルの様に、残留する代謝物、分解物が同一物質となる場合には、その分解物、代謝物ごとに基準を作成する。」とあるが、どの代謝物、分解物が元はどの農薬成分に該当しているのか、具体的な成分名を明示してほしい。	株式会社加ト吉	13
31	1	例えば MCPB と MCPB エチルのように、あるいはジチオカーバメート系農薬のように、分解物や代謝物に当たる分析対象物質が同一になってしまう場合、その分解物や代謝物が元はどの農薬成分に該当しているのか、具体的な成分名を明示して欲しい。(同旨 2 件)	株式会社加ト吉 (社) 日本冷凍食品協会	13・27
32	1	「ジチオカーバメート系のように農薬成分が異なるものの分析対象物質となる物質が同一とならざるを得ないものについては、分析対象物ごとに基準を作成する。」とあるが、分析対象物質として基準を設定した場合には、元はどの農薬成分が該当しているのか、具体的な成分名を明示してほしい。	株式会社加ト吉	13
33	1	EPA はフルオキシピルのさまざまな種類に対して基準を設定している一方、暫定案は一つの一般的な用語のみをリストにしている。同様な例として、マンゼブを含む多くの化学物質は、ジチオカーバメート類の一般的項目に纏められている。このような状況で分かりにくいことから、暫定基準が同じ名前を持つ全ての種類に適用されるのかどうかを明確にすべきである。[原文英語]	U.S.wheatassociat es	217
34	1	登録保留基準で用いられている農薬名と、暫定基準案の農薬名が異なっているケースがある。特に、登録保留基準で 2 つの名前が併記されている場合は、特に 1 番目の農薬名を併記すべき。	小川邦彦	14
35	1	リスト化にあたり農薬名を検索しやすい、使用者の立場にたったリストとしていただきたい。	丸紅株式会社	185
36	1	暫定基準使用者は、農薬に詳しい人ばかりではないので、ジチオカーバメート等、欄外に小さく個々の農薬名が記載されているのでは、分かりにくい。これらの元の農薬名を検索可能な目次等を作る必要があるのではないか。	小川邦彦	14
37	1	グリホサート、トリクロルホン及びプロパルギットはそれぞれの別名であるスルホサート、メトリホナート及び BPPS が「又は」として表記されています。他の農薬についても別名を記載する必要はありませんか？	永山敏広	77

38	1	食糧の60%以上を海外に依存しているため、海外に広く作物及び畜水産品毎の暫定基準値案を示して合意を得たい。農薬の有効性に地理的、気象的な違いがある場合、個別的な対応をして欲しい。	アラハタ株式会社	108	暫定基準の第1次案については、各国大使館からなる食品輸入円滑化推進会議(FSG)に示し、意見提出の機会を設けたところであり、今後ともWTO通報等を通じ、国内外に広く基準値案に対する意見を求めることとしています。また、後段については No.124 の回答を参照ください。
39	1	野菜等の作物は、年間の生産計画の中で、使用農薬や使用量を決めたい。そのため、農薬の暫定基準を決定してから少なくとも一年間の猶予期間がないと、生産計画に混乱をきたす恐れがある。このため、ポジティブリスト制への移行に当たっては、基準値の設定後、余裕のある猶予期間を取っていただきたい。	(財)食品産業センター	196	暫定基準の施行については、最終案のパブリックコメント、WTO通報等の手続きのあと、食品衛生分科会における答申を経て、告示し、告示日から少なくとも6月をおいて施行することとしています。分析法についてもまとまったものから公表するとともに、遅くとも告示日には全体を示したいと考えています。
40	1	1. 猶予期間について (意見) 暫定基準が決定されてから施行まで、十分な猶予期間の設定をお願い致します。(理由) 野菜等の作物は年間計画の中で作付～収穫を行っていくもので、年間計画の中で使用農薬、使用量を決め実行していきます。このため、農薬等の暫定基準を決定してから少なくとも1年間の猶予期間がないと、生産計画が混乱をきたす可能性があります。したがって、なるべく早く暫定基準を決め、余裕のある猶予期間を取ってください。	味の素株式会社	179	
41	1	分析方法の公開・提示については、事前に残留検出の調査確認・対処を行う必要があるため、法律の施行前に十分な猶予期間を設けていただきたい。	(財)食品産業センター	196	
42	1	我が国の食糧事情は、輸入食品に大きく依存しております。農薬等、基準の見直しを行う場合には、対象となる食品等の流通実態等を十分勘案いただき、施行までの期間設定にご配慮を賜りたい。	ロッテスノー株式会社	99	
43	1	加工食品の中には、賞味期限が2年以上のものがあるため、ポジティブリスト制の実施に当たっては、その実施以降に製造されたものについて適用することにしていただきたい。また、軽微な基準からの逸脱であって、明らかに健康への影響がないと思われる事態への適用については、特段の配慮をお願いしたい。	(財)食品産業センター	196	暫定基準の対象となるのは施行日以降に製造された食品とする方向で検討しています。また、残留基準は科学的根拠に基づいて、ヒトの健康に影響がない量として設定しているものであることから、基準からの逸脱が軽微であっても、食品衛生法違反となります。なお、その取扱いについては、平成16年2月4日付け食安企発第0204001号食品安全部企画情報課長通知「食品衛生法第7条第2項の解釈に係る疑義について(回答)」をご参照下さい。

44	1	缶詰など加工食品の中には、賞味期限が2,3年のものがあり、場合によっては、基準値内でない製品が、施行の時点で店頭に残っていることが考えられる。これらが回収されないよう、既に製造・販売されたものについては、ポジティブリスト制施行後も適用しないで欲しい。(同旨2件)	武村百合子・宮下隆	38・46	
45	1	既に製造・販売されたものについては、ポジティブリスト制施行後も適用除外を要望する。	水野浩夫	195	
46	1	農作物については、比較的摂取量が多い作物(1日摂取量が1g以上のもの)であって、Codexにおいて分類があるものについては、分類として独立させるとのことですが、陸棲哺乳類でトナカイ、家禽類で雉やいわしゃこなどが独立されています。これらは摂取量が多いため独立されたのでしょうか？もし摂取量が少ないのであれば、農作物と同様に、Codex基準はあっても「上記以外の…」にまとめないのでしょうか？	永山敏広	77	ご指摘を踏まえ、国民栄養調査における1日あたりの摂取量が1g以下の羊、馬、鹿、山羊、兎及びトナカイについては、上記以外の陸棲哺乳類に、あひる、七面鳥、うずら、がちょう、雉及びいわしゃこについては、上記以外の家禽にそれぞれ整理します。また、あわせて魚介類の分類についても整理することとします。
47	1	薬事法ならびに海外でのMRLが設定されていない動物種、臓器について、無理に暫定基準値を設定しない。また、一部の国でMRLが設定されているとしても、日本で食する機会のほとんどない鹿、山羊、兎、トナカイ、がちょう、雉、いわしゃこ、羊の乳、七面鳥の卵などにまでその海外値をもって国内基準値とする必要があるのか。特に魚介類において、薬事法基準値を1魚種に適応し、「その他の」に海外値を適応させているものが散見されるが、「その他」の値が1桁、2桁大きいものがある。輸入魚の多い昨今、どのような魚種がありうるか不明であるので、そのような基準値は設定すべきでない。	武田シェリングブ ラウアニマルヘル ス株式会社	97	
48	1	フェンバレレート等、現行基準では有効数字が二桁となっていたものがあったが、今回の一次案では有効数字が一桁に改められているのはなぜか。また今後、既存の基準についても、有効数字変更等の再編成の意向があるのか。	株式会社ニチレイ	89	暫定基準については、既存の基準を参考として設定せざるを得ないこと等から、原則として有効数字を1桁としたところです。従って、いわゆる本基準については状況が異なるものと考えています。

49	1	記載方法が農薬と動物用医薬品で異なります。農薬では「及び」として総和での基準値が示されています。動薬では「/」でつなぎ(和として)としています。基準値の取扱いに違いがあるのでしょうか？また、例えば既設のディルドリンのように、「ディルドリン(アルドリンを含む)」のような規制となるのでしょうか？	永山敏広	77	いずれも総和としての基準ですので、2次案にはをそろえたいと考えています。
50	1	第一次案には、「マーケットバスケット調査による農薬摂取量の実態調査等の結果に基づき、優先順位を付した上で、安全性試験成績を収集し、リスク評価に基づく見直しを行うこととする。」という記述があるが、マーケットバスケット調査による、農薬摂取量の実態調査等の具体的内容を示すべきである。また、コーデックス、米国、EUにおける基準設定作業では、影響を受けやすい人口集団、特に小児に対する暴露評価が大きな関心事になっており、日本においてもこの観点からの調査が重要と考える。	日本生活協同組合連合会	189	マーケットバスケット調査については、平成16年度40農薬等の調査を実施するための予算が計上されており、早急に品目選定等の作業を行う予定です。また、基準の見直しに当たっては小児を対象とした暴露評価を引続き実施することとしています。
51	1	第一次案には基準が設定されている物質の記載がないが、確認する時に全体像が見えないため、一括して照合できることを希望する。	日本紅茶協会	214	一括して参照できるように暫定基準一次案には目次を添付しております。
52	1	魚介類、卵、生乳、畜産物の残留基準について(1)水系に流入し生物濃縮率の高い農薬については、魚介類での残留基準が必要である。また、農薬と同じ成分を含む養殖用薬剤の残留基準も必要である。(2)飼料の栽培等に使用された農薬、農薬と同じ成分を含む動物用薬剤等が卵、生乳や畜産品に移行する恐れが大であるため、農薬残留基準の設定・強化が必要である。	反農薬東京グループ	96	コーデックスや諸外国の基準値を参考に、魚介類、畜産物についても農薬等の暫定基準を示しているところです。
53	1	ポジティブリスト化それ自体に関して賛成する。今まで基準の無い農薬に関しては食品衛生法では「検出されないこと」(ゼロ・トOLERANCE)となっていたが、定量限界などに関する考え方が極めてあいまいで、「どこまで測ればよいのか」を判断するのが非常に難しかった。今後は「どこまで測ればよい」あるいは「例え検出されていてもこの濃度未満なら大丈夫」という基準が明確になるということであり、いたずらに分析感度を向上させる努力や、基準値内での確認再試験など、大きな意味を持たないと思われる時間と労力が削減出来るため、より早くお客様に安全性を確認した商品をお届けできるようになる。	雪印乳業株式会社	124	国民の健康保護の観点から、今後とも残留農薬等の適正な規制を行ってまいりたいと考えております。

54	1	日本語と英語版の標記の統一、不整合を訂正されたい(表略)	日本生活協同組合連合会	189	ご指摘を踏まえ対応したいと考えます。
55	1	資料を読んだ印象からすると、本件はポジティブリスト制に名を借りた規制緩和としか思えない。本来のポジティブリストとは趣旨が異なっているのではないかとと思われるのである。	神山美智子	158	今回の法改正は残留基準が設定されていない農薬等が残留する食品の流通を原則禁止するという抜本的な改正であると考えます。
56	1	このような大量の資料を作成された努力には敬意を表するが、意見募集の前に、一般への説明会を開くべきであった。これだけの資料を読み込める者は限られており、意見を出すことも不可能である。少なくとも、登録保留基準と、海外基準、国際基準がある場合、どれを採用するかについての基本的考え方・原則を説明すべきである。	神山美智子	158	今回の暫定基準は約 650 品目の残留農薬等について設定するもので、その資料が大量であることは、有意義な意見を頂くためにもやむを得ないものと考えています。更に、一般の方々も利用可能となるよう厚生労働省ホームページや行政相談室、各自治体で公表しているところです。 なお、暫定基準の設定方法については、No.124 の回答のとおりですが、今後とも、意見交換会等の機会を利用し、広く情報提供を行いたいと考えております。
57	1	農薬と動物薬が記載されているが、茶類は農作物であり、動物薬が残留することはない。茶類に対して動物薬の残留基準が適用されるのか？農薬と動物薬を分けた表が必要ではないのか？	三井物産株式会社	136	ご指摘のとおり、茶類に動物用医薬品が残留することはないと考えられますが、物質によっては、農薬としても、動物用医薬品としても使用されるものがある(殺虫剤、駆虫剤、抗生物質等)ことから、用途により分けるのではなく、同一の表としました。
58	1	暫定基準の法執行とコンプライアンスのために、“一律基準値”、“いわゆる汚染物質”、“不検出”、“抗生物質”、“合成抗菌剤”など可能な限り多くの用語について定義を与えるべきである。	日本生活協同組合連合会	189	規則の透明性を確保するため、規則(案)等については、正確に記載することとしています。また、できる限りわかりやすい資料等も提供したいと考えていますが、基準の整備等に注力する必要があることもご理解ください。
59	1	ポジティブリスト制導入にかかる暫定基準(第一次案)の規則(案)に記載されている文書(8項目)として意味を理解するのに困難であるため、適切な解説などを付けるべきである。	日本生活協同組合連合会	189	
60	1	物質毎に、国内で使用されるもの外国で使用されるものに分類されたい。	(社)日本乳業協会	219	
61	1	物質毎の使用目的、使用時期等を明確に分類されたいこと	(社)日本乳業協会	219	
62	1	JMPR で評価されていない物質については、どのように対応するのか。参考とした、すべての MRL の一覧を提供すべきである。	EU	205	参考としたすべての MRL についても暫定基準一次案とともに公表しています。
63	1	飼料添加物についての記載がほとんどなされていない。今後の策定過程の中で、どのように取り扱うか等の説明が必要ではないか。	日本生活協同組合連合会	189	飼料添加物についても、農薬及び動物用医薬品と同じ取扱いとなります。

64	1	すでに正式な残留基準がある農薬についても、最終的には暫定基準のある農薬と総合的に検索、参照できるような全てを一覧できるようにリストの形にしたい。	丸紅株式会社	185	施行時には、既に基準値が設定されているものと暫定基準を合わせた表も提供することとしています。
65	1	国内登録がある農薬でも、暫定基準が設定されていない例がある。例えばニュロンはどうか。	春雪さぶーる株式会社	12	登録保留基準があるものについては、すべて基準を策定することとしています。しかし、農薬登録があつて登録保留基準がないもののうち、特定農薬についてはポジティブリスト制の対象外にすることを考えていますが、それ以外のものについては基本的に一律基準の対象になるものと考えます。
66	1	農薬登録が存在しながら、ポジティブリストに掲載されていない農薬種は、なぜ掲載されていないのか。施用は可能だが、残留は認められないとの解釈でよしいのか。	国産生薬株式会社	193	
67	1	平成15年10月28日付文書では、「いわゆるポジティブリスト制」とは基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品を原則禁止する制度と規定されている。「いわゆる」という語句が付けられているように、ポジティブリストという用語については、その定義が確定していない状態で用いられている。ある場合には、ポジティブリストに掲載された物質は特段量の定めをせずに使用が認められる物質とも理解される。コーデックス委員会や外国の法律においては「ポジティブリスト」という用語は用いられていないため、ポジティブリストという用語は他の適切な表現に置き換えられるべきである。	日本生活協同組合連合会	189	ポジティブリストという用語以外にわかりやすい適切な用語があるか検討いたしますが、国際的にも、慣用的にも、ポジティブリストという用語が用いられており、一定の理解が得られているものと考えています。
68	1	別表2においては、農薬名から基準を参照できる内容とされているが、農畜産物から逆引きできる表を公表頂きたい。また、今後の本件についてのパブリックコメントの募集においては、農畜産物毎に意見を申し述べられるヒアリングの方法をご検討頂きたい。	社団法人全国清涼飲料工業会	182	ポジティブリスト制の導入に伴い、従来の食品毎の基準から、物質別の基準に改めることとしています。しかし、施行時には食品毎に基準値が確認できる方法についても検討したいと考えます。
69	1	今後の使い勝手を考え、今回のポジティブリストのように農薬名から農作物、食品の基準値を検索する方法に加え、現行の食品衛生法の「食品の規格基準(D 各条)」のように、対象農作物、食品ごとに農薬名、基準値も検索できるよう設定の追加を望みます。	太陽化学株式会社	129	

70	1	日本における、農薬登録について、詳細を知りたい。我々としては、ドイツやEUの基準値ができ次第、日本のMRLの設定をして欲しい。[原文英語]	Joh.Barth&SohnGmbH&Co.KG	103	国外で使用されている農薬等について、基準値設定等を要請する制度を設けていますので、この制度を利用し要請していただくこととなります。なお、要請制度は以下の厚生労働省ホームページに掲載していますので御参照ください。 (英語) http://www.mhlw.go.jp/english/topics/foodsafety/dl/importguideline.pdf (日本語) http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/dl/040205.pdf
71	1	今回適用された暫定残留基準案の作成方法は、日本国内で生産された果物、野菜、シリアル残留農薬基準を管理するとともに、ニュージーランドのような貿易相手国の需要を考慮に入れており、大変バランスのとれた方法である。また、コーデックス基準を最優先に採用するという設定方法を強く支持する。しかしながら、輸入 MRLs の基準を作成されることを期待している。また、国外からの要請を可能にする農薬等の残留基準設定の要請に関するガイドラインは、日本の生産者とは異なるニュージーランドの害虫管理の方法を立証するために MRLs 改正を要請する際、非常に役立つと思われる。参考とする基準に変更があった場合、その変更を反映させ、新たな暫定 MRLs の追加、または現行の基準改正を(時間的に可能な限り)行うことが提案されているが、これを歓迎する。これは新しい農薬や追加的使用が世界中で引き続き開発されていること、そしてもし貿易相手国が適切な残留基準を設定しなければ、農産物貿易に影響を及ぼすことを認識するものである。	NewZealandFoodSafetyAuthority	186	
72	1	諸外国との基準の相違により、現地の基準に適合したものでも、日本に入るときに基準に合わずに輸入できなくなる可能性が多くなるが、この扱いを単純にNOとしてよいか、諸外国と調整をして欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27	暫定基準の第1次案については、国民の健康の保護とともに、不要な貿易障害の回避の観点から、コーデックス基準や JMPR 等と同等な科学的方法により基準を設定している外国の基準を参考に設定しています。
73	1	暫定基準値を定めるに当たり、WTO通報の際に、諸外国の農薬等の使用実態を助案の上、対日輸出国に対し日本国内法を遵守してもらえよう確認をとっていただきたい。	(財)食品産業センター	196	また、本案については、各国大使館からなる食品輸入円滑化推進会議(FSG)に示し、意見提出の機会を設けたところであり、今後ともWTO通報等を通じ、国内外に広く基準値案に対する意見を求めることとしています。

74	1	加工食品について、ポジティブリスト移行後の基準値は、原則原料の農畜産物にて規制が行われると理解しているが、原料原産国における農薬使用実態が適正でない限り、問題は解決できないので、WTO 通報時等に加盟各国に対し、基準違反の品が輸出されることのないよう要請して欲しい。	日清シスコ株式会社	95	
75	1	生産地での農薬の使用実態の把握に努めているが、暫定基準の設定付いては、特に熱帯果実の輸出国の理解を深めてもらうため、厚生労働省としても、輸出国に対して、積極的に働きかけていただくことを要請する。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	218	
76	1	加工食品について、ポジティブリスト移行後の基準値は、原則原料の農畜産物にて規制が行われると理解しているが、原料原産国における農薬使用実態が適正でない限り、問題は解決できないので、WTO 通報時等に加盟各国に対し、基準違反の品が輸出されることのないよう要請して欲しい。(同旨 7件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全国菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社・(財)食品産業センター	17・18・24・28・39・95・196	
77	1	従来は農薬残留基準と作物防除暦(登録農薬含めて)が解離していた。厚生労働省と農水省が一体となって双方の法律(項目)が一致するようにして欲しい。	アラハタ株式会社	108	平成 15 年の 5 月の食品衛生法の改正により、農林水産省における農薬等の登録等の厚生労働省における食品中の残留基準の設定を同時に行うこととしたところです。
78	2	ポジティブリスト制とは、本来、残留基準が設定されていない物質は検出されてはならないとする制度である。したがって、毒性データがない場合には、原則不検出とすべきであって、検出を許される一定の量は、検出限界量とすべきである。	神山美智子	158	農薬等については、食品添加物とは異なり、環境経由等による非意図的な残留が想定されることなどを踏まえ、諸外国の事例も参考に、「人の健康を損なうおそれのない量」として基準値が設定されていない場合に適用する一定の値(一律基準)を定めることとしたところです。

79	2	ここでいう「基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度」の”原則として”の意味、運用面でなにかあるのか。ND という解釈であれば、過去に使用されていた農薬についても半減期等を考慮して全て基準が設定されていなければ、流通が禁止されるおそれがある。国内で栽培されたものでも、半減期の長い農薬が検出される場合がある。	国産生薬株式会社	193	残留農薬の規制としてポジティブリスト制を導入している国、例えばニュージーランドでは 0.1ppm、ドイツでは 0.01ppm、米国では明文化されていないが、運用上、農薬によって 0.01ppm～0.1ppm の範囲を目安に規制が行われていると承知しています。 また、EUは 0.01ppm で規制するという案を示しています。 なお、ポジティブリストの施行に当たって、一律基準ではなく検出限界をもって規制するという方策は、科学技術の進歩により検出限界は変わり得るものであること、人の健康危害
80	2	ポジティブリスト制度は「残留基準が設定されていない農薬の物質は検出不可」と記憶しているが、「薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会」の説明では、「基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則として禁止する制度」とある。「質問」は不可なので致しませんが、なんとも奇妙なことで理解に苦しんでいます。	遺伝毒性を考える 集い	192	のおそれと係わりなく検出限界を採用することは、あまりに過剰な規制になりかねないことなどから、平成15年5月の法改正において採用されていません。
81	2	輪作あるいは隣接圃場で別の作物を栽培していて、片方では基準値があり、他方はND(不検出)という基準であると汚染の問題が生じる。このような可能性のあるものについては基準値設定に際し、配慮が必要と考える。(同旨2件)	製粉協会、日本製粉株式会社	208 212	
82	2	農薬と抗生物質という異なる性質の物質について、抗生物質等を「含有しないこと」とする従来の原則を維持したまま、今回の「いわゆるポジティブリスト制」としてひとまとめに適用することには無理があると考えられる。特に、動物用医薬品としての抗生物質は、従来より「含有しないこと」となっているが、一方で抗生物質(ストレプトマイシン等)の中には農薬取締法では農薬(殺菌剤)として取り扱われるものもあり、これらが農作物中から検出された場合、個別基準または一律基準値が適用されるはずである。また、「含有しない」では、検査方法及び検出下限値が不明確である。	株式会社ニチレイ	89	従前から抗生物質は動物用医薬品のみでなく、農薬として使用される場合においても、個別に基準値が設定されたものを除き、「含有してはならない」とされています。ポジティブリスト制の施行に当たっても、これらの規定は従前のとおりとすることとしています。従って、抗生物質については一律基準は適用されず、基準がある場合には当該基準、基準がない場合には「含有してはならない」という規定が適用されます。 なお、抗生物質についても、他の農薬等と同様に、我が国の基準、コーデックス基準、米国基準等があるものについては暫定基準を設定しています。
83	2	現在の抗生物質は、「食品は、抗生物質を含有してはならない」とされているが、農薬等と同様に、原則として基準値を設けていただきたい	(財)食品産業センター	196	

84	2	「食品は抗生物質を含有してはならない」との規則案から、一部の動物用医薬品、飼料添加物と同様、ポリオキシンもさきに提示された残留農薬等の暫定基準(第1次案)には収載されておりません。これらの収載されていない品目については一律基準が適用されるとのことでありますが、本来発がん性を有する等安全性に懸念のある物質と単に基準値未設定の物質を同一レベルで規制する必要はないと考えます。本剤は人畜毒性が低く、長期間の使用実績からも従来と同レベルで検出されなければ、人の健康に対する安全性は担保し得るものと考えられますので現在の分析方法(生物検定法)ならびに定量限界(0.1ppm)をもって基準値として採用いただきたく、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。	科研製薬株式会社	110	
85	2	現在、オキシテトラサイクリン及びストレプトマイシンはわが国で登録されているすべての作物(別紙1)において残留農薬基準値は設定されています。暫定基準設定にあたってはADIに基づき農薬残留基準を設定していただきたい。現状においては、Codex、外国基準等がない場合は一律基準を適用するとされています。オキシテトラサイクリン及びストレプトマイシン等抗生物質の残留の有無は検出限界を以って判断するところから、一律基準は検出限界値以下に設定した場合、意味をなさなくなることが懸念されます。農薬取締法に遵守して使用したにもかかわらず残留が認められたと判断されるケースの発生が予想され、使用者に多大なとまどいと不安を与えかねません。このことから一律基準を設定する場合にはその各作物の基準値は検出限界値0.05ppmを以って一律に設定される様考慮して頂きたく要望いたします。	ファイザー株式会社	150	従前から抗生物質は動物用医薬品のみでなく、農薬として使用される場合においても、個別に基準値が設定されたものを除き「含有してはならない」とこととされています。ポジティブリスト制の施行にあたって、これらの規定は従前のとおりとすることとしています。従って、抗生物質については一律基準は適用されず、基準がある場合には当該基準、ない場合には「含有してはならない」という規定が適用されます。
86	2	「自然環境中の汚染」(Environmental Contaminant)とは、どのように定義されるのか。食品に一般的に含まれるレベルとはどの程度なのか[原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199	農薬等によっては、農薬等の残留物なのか自然に食品に含まれているのか区別がつかない場合があります。このような場合において、健康確保の観点から特に基準設定が必要な
87	2	銅、鉛や硫黄などの化合物など、古典的な農薬として使用されているものは、銅、鉛や硫黄などの化合物ではないが、どのように取扱うのか。	日本紅茶協会	214	場合(例:ヒ素)には、基準値を設定しています。他方、自然に食品に含まれる物質に一律基準を適用することは適当ではないと考えられることから、規則(案)の第4項を設けたも

88	2	「前項において成分規格が定められていない場合であって農薬等が自然に食品に含まれる物質と同一である場合、当該食品において当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない。」の内容を明確にすべき。	日本紅茶協会	214	のです。そのレベルについては、個々の物質毎に、また食品の種類によっても異なるものであって、一概に決定できるものではないと考えています。なお、ご照会の物質の取扱いについては、「ポジティブリスト制導入に係る暫定基準(第一次案)の規則」第4項「前項において成分規格が定められていない場合であって農薬等が自然に食品に含まれる物質と
89	2	無機銅(硫酸銅、塩化銅、水酸化銅等)は、ミネラル類と同様にポジティブリスト制の対象外という理解でよいか。もし、一律基準が適用されるのであれば、自然界に存在するものとどのように区別するのか。(有機 JAS でも認められている資材であり、仮に一律基準が適用されることになると有機 JAS の格付けがなされたものでも基準不適合が発生する可能性がある)	株式会社ニチレイ	88	同一である場合、当該食品において当該物質が含まれる程度は、当該食品に一般に含まれる量を超えてはならない。」の規定によることとしています。
90	2	天然の物質や不活性の物質について明確な基準を設定してほしい。[原文英語]	U.S.wheatassociates	217	
91	2	農産物生産資材として営農上認められる素材等(例えば硫黄、生石灰、無機銅、マシン油など、有機農産物生産ガイドラインにおいて使用が容認され、結果、食品移行が推定されるもの)について、特定農薬に準じて考えられるものがあるか否かについて、ご検討下さい。	国産生薬株式会社	147	
92	2	規則案8の実験値の取り扱いについて、最終的には質量分析計を使用することから、一桁多く求めることは無理な農薬も考えられる。検査現場では、「基準値を十分確認できる濃度まで求める」という事にならざるをえないのではないか。	奈良県保健環境研究センター	2	分析値として一桁多く求めて四捨五入する方法は、通常一般的に行われている方法であり、日本薬局方、米国薬局方等でも採用されている方法です。 また、実験値において一桁多く求める必要があるのは、基準値と実測値が非常に近い場合(例えば、基準値 0.5ppm の場合、実測値が 0.5ppm の時など)であり、常に一桁多く求め
93	2	分析値として多く求めた一桁の扱いについては、四捨五入するべきではなく、そのまま比較すべきである。 例: 基準値 0.1ppm ということは 0.1ppm 以下という意味だが、実験値 0.05 でも 0.14 でも四捨五入して 0.1ppm となる。	奈良県保健環境研究センター	2	する必要はないものと考えます。 なお、この方法はCCPRの不確かさの測定原則に反するものではなく、諸外国でも一般に用いられているものと考えます。
94	2	基準値に従っているとの判断は、試験値を要求されているより、もう一桁多く計算し、最も近い桁で端数を四捨五入により行われる。これは、遵守の判断において、分析化学に通常使われている統計原則が全く使用されないことを意味し、深刻な懸念材料となる。	EU	205	

95	2	規則(案)の8にある、「実験値は基準値より1けた多く求め、その多く求めた1けたについて四捨五入し、基準値と比較することにより判定を行う」とあるが、この方法は、CCPRにおける不確実性の測定原則(measurement uncertainty)と一致しているのか[原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199	
96	2	生物農薬に関する記載がないが、「病虫害の防除のために利用される天敵」の範疇に入るのか。或いは本制度の対象外となるのか？中国の茶葉産地では無公害茶園が拡大しており、これらの茶園では生物農薬が多く使用されている。	三井物産株式会社	136	対象外物質の考え方については、「食品衛生法第11条第3項に規定する「人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質」の設定について(案)」を参照下さい。 また、再度ご意見がある場合には、当該国において基準設定が不要とされた背景、ADI、残留性等を説明した米国 Federal Register のような、外国政府の公式文書の写し等によりご説明下さい。 なお、毒性に関する資料等の提出が可能であれば、リスク評価を行う用意がありますので、平成16年2月5日付け食安発第0205001号食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき要請して下さい。
97	2	生物農薬などは、「厚生労働大臣が指定する物質:ポジティブリスト制の対象外」の物質として指定されると考えますが、農薬取締法における登録されていない海外で使用されている薬剤(主に、有機野菜に使用されている薬剤)についての考え方を示していただきたい。例)マトリン(クララ根の抽出物):中国で使用される場合がある	日本水産株式会社	155	
98	2	紅茶生産国において、有機農薬を使用しているとの情報があるが、この取扱いはどうするのか。	日本紅茶協会	214	
99	2	微生物の生体を用いたものは、天敵と同様にポジティブリスト制の対象外という理解でよいのか？(有機 JAS でも認められている資材であり、仮に一律基準が適用されることになると有機 JAS の格付けがなされたものでも基準不適合が発生する可能性がある)	株式会社ニチレイ	88	
100	2	ポジティブリスト制の対象外とされるものの例示を、定義を含めて、より詳しく書き出して欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27	

101	2	亜リン酸(Phosphorous acid); オーストラリアは、亜リン酸と亜リン酸塩が USA における一般的に安全と見なされている (GRAS) という条件から、除外されていることに注意する。この化合物は近年、APVMA より FSANZ へ MRL を必要としない物質とするよう、勧告された。日本において、この物質の取扱はどのようにになっているのか。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199	
102	2	末端需要での用途界面が判然としない薬食両用作物 (オタネニンジン、シソなど)、ハーブ等 (ルバーブ、カノコソウなど)、はたまた、山菜等 (ウド、トリアシショウマなど) 今後栽培化移行が推定される農産物に関して、農薬残留基準ないし適用範囲の考え方の目安を、是非ご検討いただきたく。	国産生薬株式会社	147	食用として利用される薬食両用作物、ハーブ又は山菜についても、一般の食品と同様にポジティブリスト制の規制の対象となります。
103	2	登録保留基準が設定されている農薬のうち、ジクロシメット、フェノキサニル、フェントラザミド、オキサジクロメホン、ピロキロン、スピロジクロフェンの記載がない。	小川邦彦	14	現行基準のある農薬等であって、基準値が設定されていない食品に暫定基準を設定する必要がない場合には、暫定基準一次案の公表の対象とはしていません。これらの物質のリストについては別途厚生労働省ホームページに掲載していますが、御意見のあった農薬
104	2	登録保留基準のある剤なのに、リストに載っていないが。	海外貨物検査株式会社	19	のうち、ピロキロンを除き、リストに含まれています。ピロキロンについては、暫定基準から欠落してましたので、2 次案に追加します。
105	2	現在、残留基準値が設定されている農薬のうち、かなりの数が暫定基準案に記載されていなかったがこれらはどうなるのか。	小川邦彦	14	
106	2	登録抹消された対象物質はどのように見直しがされるのか？	養命酒製造株式会社	157	登録抹消の根拠が ADI が設定できないというものについては、「不検出」の扱いとしています。また、今後とも新しい科学的な知見に応じて適宜見直しを図ることが必要であると考え
107	2	毒性や残留性に問題があり、既に、国内で登録が失効し、使用されなくなっただにもかかわらず、海外で使用されている農薬の場合、当該農作物を輸入禁止する。日本の農薬取締法では、食用及び飼料用作物に適用外使用することは認められておらず、適用のない農薬が使用された農作物は、たとえ、残留基準以下でも販売を禁止となっている。国内適用のない農薬を外国で使用して栽培された農産物を輸入した場合、残留基準を超えなければ、市場流通してもよいとすると、国産とのバランスを著しく欠くことになる。	反農薬東京グループ	96	ています。 なお、農薬等の使用等については、食品衛生法の所掌を超えるものであって、その規制等を行うことは困難です。

108	3	不検出とするのは、ADIが設定できない農薬であることは当然としても、これまでADIが設定されており、登録残留基準や残留基準が設定されている物質で、その後で発がん性が見つかったもの(DDVPなど)、内分泌かく乱性が動物実験により確認されたもの(ピンクロゾリン)、耐性菌問題を最も多く発生させており、人畜共用であって、現在定められている基準を変更し、本来使用禁止を決めてゆくべきもの(オキシテトラサイクリン)などについても、不検出とすべきである。また環境省が環境ホルモンとして疑われている化合物の例としてあげている物質(DDT他)は、原則として不検出もしくは検出限界を暫定基準値とするべきである。また同じく環境省が優先してリスク評価に取り組む物質は、不検出とすべきである。	神山美智子	158	農薬等のADIについては、新しい科学的な知見に応じて適宜見直しを図るべきことは当然ですが、ご指摘の化合物等については、国際的にも国内的にも不検出としなくてはならない状況にはないと考えています。なお、いわゆる耐性菌問題については、食品安全委員会において検討されているものと承知しています。
109	3	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律により、第1種特定化学物質(難分解性、蓄積性、長期毒性あり)に指定されている物質であり、環境省が平成14年度優先してリスク評価に取り組むとしている物質であるから、不検出もしくは検出限界を暫定基準値とすべきである。	神山美智子	158	
110	3	1998年に環境庁が示した「内分泌攪乱作用が疑われる物質」(いわゆる環境ホルモン)のリストにある物質の半数以上は農薬です。現在、内分泌攪乱化学物質問題検討会においてそれぞれの物質についてのリスク評価が行われているところですが、基準の設定に当たってはその結果も十分に考慮すべきと考えます。	河道前伸子	152	いわゆる本基準の設定に当たっては、食品安全委員会にリスク評価を依頼することとしており、その中で御指摘の点を含めて審議されるものと考えています。
111	3	別表1「食品中において『不検出』する農薬等」について、別表に記載された個々の物質の掲載理由を明記することが必要である。また、国内の生産現場等でこれらの物質の使用が法的に認められている場合には、リスク管理機関である農水省との協議により、法的な「使用禁止」措置が早急に図られるよう要望する。輸入食品等を含め、「不検出」の判断に際しては、欧州連合が設定している「最少要求施行限界値」と同等の検出値を、その抛り所とするべきである。	日本生活協同組合連合会	189	「不検出」とする物質については、告示において公定試験法を示すとともに検出限界(定量限界)を明確にしたいと考えています。また、これらの設定に当たっては、諸外国での設定状況を踏まえ、高感度であるとともに実行可能な分析法にしたいと考えています。

112	3	その他の不検出リストにある動物用医薬品に関しては、その使用を禁止し、食品から検出されるべきではないという点において、日本政府に同意する。しかし、当該物質からの残留を検出するための分析方法の感度は国によって異なっていること、また、EUはそのような物質の一部に関して、minimumrequirementperformancelimits を採用しているが、それらの物質もまた、食品生産動物への使用は禁止されている。	EU	205
113	3	単に「不検出」とするのではなく、どのような方法で分析した場合のことが、その検出限界はどれだけかを明確にすることを要望します。	堀池俊介	128
114	3	今後も分析技術の進歩が見込まれるが、基準値案の「不検出」についても、分析方法や検出限界の変化(違い)による混乱が生じないように整理していただく。	(財)食品産業センター	196
115	3	法改正告示前に、「不検出」の品目を含め、全ての品目に関して公的分析法(検出限界明示)を設定して公開されるべきである。	製粉協会	208
116	3	「食品中において不検出とする農薬等」について、ND(不検出)の基準は、告示された分析方法での「定量限界」になるのか。或いは「検出限界」になるのか。(同旨2件)	日清製粉株式会社 ・ (株)日清製粉 210 グループ本社	209
117	3	不検出とされる物質の検査法の検出限界を明示されたいこと	(社)日本乳業協会	219
118	3	ND は本来、LLQ(Lowerlimitofquantitation)と同じもしくはそれ以上のレベルを認めないという意味である。問題は、LLQ が検出技術に依存しており、その結果として、検査機関によって、また国によって、利用可能な設備次第で、その値が変わる可能性がある。また、装置の感度が上がるにつれて、低くなる傾向がある。LLQ が下がると、残留の検出される可能性が上がる。よって、ND は貿易障壁の目的で使用される可能性がありうる。[原文英語]	CanadianGrainCom mission	153
119	3	基準値がN.D.となる農薬については、公定分析法と同時に検出限界値を併記して欲しい。(同旨2件)	株式会社加ト吉 ・ (社)日本冷凍食品協会	13・27

120	3	暫定基準の中に「不検出」の基準を有するものがありますが、これらについての検出限界は示されますか？検出限界が示された場合、その適否の判定は、検出限界未満で判断して差し支えありませんか？例えば、検出限界0.01ppm のとき、実験値が0.010ppm では違反、0.0099ppm では適と判断されますか？	永山敏広	77	
121	3	基準値が「ND(検出されないこと)」となる農薬に関しては、検出限界値を併記してほしい。	株式会社加ト吉	13	
122	3	残留基準がNDである農薬について(1)分析方法と検出限界値を明確にして、再度、パブコメを求めるべきである。(2)動物実験で、発癌性、催奇形性、生殖毒性の認められた農薬については、安全サイドにたった評価をすべきで、その残留基準を原則NDとすべきである。	反農薬東京グループ	96	遺伝毒性を有する発がん性物質であるなど、閾値が設定できない物質である場合には、その残留基準は不検出としています。 なお、これらの規定については、規則(案)の第2項に明記しており、別表1として対象となる農薬等を示しております。
123	3	海外より購入している農作物について、実際に使用されている農薬を調査した結果、今回発表されたポジティブリストにリストアップされていない農薬がいくつか見られた。(例えば、USA のイチゴに広く使用されている殺菌剤のチラムなど)リストアップされていない以上、暫定基準値及び今後設定される一律基準値の設定もないと思われることから、イチゴの残留農薬検査を実施し、もし検出された場合は検出値、検出限界を問わず輸入など流通することができなくなると考えられる。「人の健康を損なうおそれがない一定の量」を証明することはかなり困難を伴う(労力と時間を要する)ことから、現状世界で使用されている農薬について、できる限りリストアップされ、基準値あるいは一律基準が設定されることを望みます。	太陽化学株式会社	129	暫定基準の設定は科学的なものではないと考えており、世界で使用されるすべての農薬等を対象に設定することは困難です。また、一律基準は農薬等、農産物ごとに設定するものでなく、基準が設定されていない場合に一律に適用するものと考えています。 なお、米国基準については、暫定基準案作成時点における米国EPA及びFDAのホームページから入手した情報を基づき整理したものです。当方の誤りがあれば個別具体的に指摘ください。
124	4	暫定基準の設定にあっては(1)コーデックス基準(2)登録保留基準(3)外国の基準を参考に作成することですが、(1)(2)(3)の各基準の中で最も低い値を採用すべきと考えます。また、国内基準がなく外国の基準が複数ある場合は、その中で最も低い値を採用すべきと考えます。更に(1)(2)(3)の各基準がない場合は一律基準値を設定するというのは理解できません。「不検出」あるいは個々の物質の検出限界値を採用するのが妥当と考えます。	河道前伸子	152	暫定基準(案)は、国民の健康の保護や、不要な貿易障害の回避等の観点から、コーデックス基準、登録保留基準、JMPR等と同様の科学的な方法により基準を設定されている外国の基準を参考に定めています。具体的には次のとおりです。 まず、我が国がWTOに加盟していることに鑑み、コーデックス基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。 次に、コーデックス基準がない場合であって、農薬の登録保留基準など我が国で設定され

125	4	個々の暫定基準の設定に際して、国内の登録保留基準と諸外国の基準のうち、低い数値を採用すべきである。	反農薬東京グループ	96	た基準がある場合にはこれを採用することを基本としています。これらの基準は、我が国の環境省や農林水産省において農薬の登録等に当たって用いられてきたものであって、
126	4	基準設定の原則的考え方を、昭和47年に食品衛生調査会毒性・残留農薬部会合同小委員会がまとめて公表した「食品中の農薬残留基準設定についての基本的考え方」を参考に定めるべきである。昭和47年考え方の原則は、ADIから算出する基準と、残留実態調査結果の、どちらか小さいものを基準値とするというものである。したがって、現行基準、登録保留基準、国際基準、海外基準がある場合、その中の最小の値を採用するという原則を定めるべきである。なぜなら、食品中に残留する農薬、動物用医薬品、飼料添加物等は、本来食品汚染物であって、食品中に残留すべきものではないからである。このことは、PCBの暫定基準を設定したとき、本来食品中に含まれてはいけないことに変わりはないと、わざわざ通知しているのだから、貴省としては当然承知しておられるはずである。	神山美智子	158	毒性試験結果や残留試験結果等に基づき科学的に設定されたものと考えております。従って、我が国の環境省や農林水産省が毒性試験結果等に基づき設定した基準を採用することは、科学的にも適当なものであって、かつ、国際的な基準設定方法にも合致しているものと考えます。 また、コーデックス基準がなく、我が国で設定された基準がない場合には、外国基準を参考にすることとしています。その際、複数の国の基準がある場合には、それぞれの国では、それぞれの基準が国内産品はもとより輸入品にも適用されていること、これらの国では残留試験結果等に基づき科学的な方法によって基準が設定されていると考えられること、今回の暫定基準の設定は、ポジティブリスト制の導入のため数多くの農薬を対象としていることなどから、個々の農薬のADIと作物残留、摂取量の検討といったリスク分析を行うことが困難であることなどを勘案して、それらの平均値をとることを基本としています。ただ
127	4	諸外国における個別の基準値とADIとの関係について、正確な情報が得られていない場合、平均値を用いる根拠には乏しいものがある。国民の健康保護という基本的な観点に立ち、厳しく管理している国の基準値を採用すべき。なお、外国の基準を参考にする場合には、その基準が設定されたプロセス・方法等を十分に調査し、その数値が妥当なものか吟味することが必要である。	日本生活協同組合連合会	189	し、No.192の回答のとおり、説明文書の留意事項の6に記載している「合理的な理由」がある場合には、平均値を採用するのではなく、そのばらつきを踏まえ適切な値を採用することとしています。 その上で、コーデックス基準を採用した場合には国内産品について、わが国で設定した基準を採用した場合には輸入品について、生産・流通や農薬の使用実態等を勘案する必要がある場合は、それぞれ、国内基準あるいは外国基準を採用することにしています。具体的には、農作物毎の自給率が低いものとして農林水産省がホームページで示しているグレープフルーツ、レモン、パイナップル、小麦、大豆等については、必要に応じ、外国基準を基本としました。トウモロコシについても農林水産省のホームページで確認ができましたので上記と同様に対応します。
128	4	参考基準国の平均値を採用した場合、暫定基準値を超えるものが輸入されることがある。安全性と円滑な流通の双方を確保する観点から、少なくとも使用実態が明らかなものについては最も高い基準値の国のものを採用すべきと考える。(同旨2件)	製粉協会、日本製粉株式会社	208 212	

129	4	今回参考とされた外国基準を「科学的評価に必要な毒性試験などのデータに基づき残留基準が設定されている」数値として扱う場合、平均値ではなく最高値を暫定採用とし、日本におけるマーケットバスケット方式による基準値検討を行い正式決定する方法を取れないのか。また、平均値採用の場合、その数値より高い基準の国からの輸入において基準値オーバーの危険性をどう評価するのか。（同旨2件）	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209 210	また、動物用医薬品についても、上述のとおりですが、加えて、国内における残留試験結果等に基づき、農林水産省から通知された値を用いることは農林水産省との連携という観点からも望ましいことと考えています。 なお、暫定基準(案)について、基準値の変更等の要望がある場合であって毒性に関する資料等の提出が可能である場合については、リスク評価を食品安全委員会に依頼することが可能ですので、平成16年2月5日付け食安発第0205001号食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき要請してください。
130	4	平均値か、最も高いMRLを使用するのか 日本は、MRL設定の際にAU,US,EU,NZ,CAのMRLの平均値を用いている場合が見られる。これは、日本は科学的な評価プロセスの結果、これらのMRLの設定方法を安全と認めていることを示している。ゆえに、オーストラリアは、最も高い個々の国のMRLを日本のMRLとして採用することを提案する。なぜなら、この方法が、最も貿易を制限しないからである。[原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199	
131	4	海外基準値の平均を取るという、基準設定方法は、消費者の保護という観点と、科学的かつ実務的見地からして、疑問視すべき結果を導く場合が多い。複数の外国の基準値の平均を用いるという提案の根拠について問うべきである。これは、科学的な考察よりも、行政上の都合を反映しているように思われる。GAPに基づき、リスク評価を満たす最高の値を受け入れるよう提案するのがよい。	EU	205	
132	4	輸出国の基準と輸入国である日本の基準が異なると、輸出国側では安全とされる農産物も日本では違反になり、回収し廃棄しなければならないことも想定されます。そこで、輸入品が多くを占める農産物にあっては、主要な原産国の基準を採用するように要望します。もしくは、主要な原産国の基準を変更するように交渉し、日本の基準案と同じにすることを要望します。	堀池俊介	128	

133	4	諸外国の基準値はその当該国での農薬使用法に基づき設定されていると考えられる。食品が輸入される際に、複数の国から輸入された食品を平均化し、流通させることはほとんどないと考えられることから、諸外国の基準値が異なる場合に単純平均値を採用した場合、高い基準値を有する国からの農産物の輸入を妨げる可能性があると考えられる。複数の外国基準を参考にする場合には、単純にその平均値を用いるのは妥当ではなく、貿易障害を避けるためにも輸入実態を考慮した数値を採用すべきと考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	76
134	4	暫定基準の設定に際し、「複数の外国基準を参考とする場合には、その平均値を用いる」とされているが、単純に平均値を用いるのではなく、食品業界とターして実行可能なものとなるようにしていただきたい。	(財)食品産業センター	196
135	4	暫定基準値設定には、複数の外国基準の平均値が利用されていますが、例えば最高値基準の国の輸入占有率が多い農産物の場合は、実態にそぐわない基準設定がなされる可能性もあるのではないのでしょうか。これが農産物供給の支障となることを危惧しており、十分な配慮をする必要があると考えます。	Japan Food Information Center (JFIC)	137
136	4	外国基準の採用について、Codex 基準がなく、登録保留基準がないか、もしくは外国基準が登録保留基準を上回った場合の全てにおいて考慮する必要があると考える。日本政府が、なぜ平均値を採用するに至ったのかについて、明確な説明を求める。[原文英語]	米国大使館	79
137	4	特に、暫定基準(第一次案)の中で、下記(略)の農薬については、穀物の主要供給国である米国の基準より低く、コーデックス基準に沿った値でもありませんので、併記のコメントも勘案の上、穀物流通関係者と充分話し合い、また、生産供給側でそれらの農薬が果たしている役割の重要性をも見た上で、慎重に検討していただくことを要望します。下記の農薬の中で、とりわけアトラジン(除草剤)は、畑作農業で重要な役割を果たし経済的な生産、供給に役に立っている農薬ですので、主要な生産地である米国の基準への配慮を要望いたします。	アメリカ穀物協会	135

138	4	<p>諸外国における残留基準値に大きな差があった場合の設定について</p> <p>農薬の使用状況は、当該国によって様々であり、一般的に作物(食品)中の残留農薬の量は、当該国における農薬の使用方法(GAP)の違いによる。</p> <p>(提案)参考国の MRLs 値に大きな差がある場合、</p> <p>1. MRLs の設定根拠となった当該国における GAP を十分考慮する。例えば、その国での使用方法が日本への輸出・輸送のためのポストハーベスト(収穫後処理)の場合等</p> <p>2. 当該国からの当該食品の輸入量が過去の統計から主である場合は、平均値ではなく、その国の MRLs が最大である場合、その数値を暫定基準値とする。</p>	農薬工業会	122
139	4	<p>これまで日本で承認されている動物用医薬品は原則残留なしが条件であったため、暫定残留基準は各品目の定量限界値を参考とする、とのことですが、今回の「人の健康を損なうおそれのない量」を定めるとい趣旨に立てば、定量限界値を参考にするのではなく、NOAEL や ADI から MRL を設定の方が科学的妥当性に基づいていると考えます。また、定量限界値は定量方法により異なり、さらに定量技術の進展に伴い、より低値になる傾向があるため、残留基準の指標とするには相応しくない、と考えます。暫定残留基準値は外国基準がある場合には原則、外国基準を採用して下さるよう提案します。</p>	大日本製薬株式会社	154
140	4	<p>輸入数量が最も多いトウモロコシの物流を阻害することのないよう暫定基準値の設定等について、十分に斟酌頂きたい。また、「海外基準」を採用している小麦と同様に「海外基準」を採用すべきである。</p>	飼料輸出入協議会	207
141	4	<p>日本で登録のない農薬は、国際的な又は輸出国における ADI 評価に基づく残留基準と輸出国での流通品の残留実態調査で得られた平均値(又は中央値)のいずれか低い方を採用する。</p>	反農薬東京グループ	96

142	4	暫定基準の中で、日本政府が提案している値の方が、EUで設定しているMRLよりも概して高くなっているが、ある組織や動物種については、EUよりも低い値が設定されている。また、場合によっては、選択された値が科学的見地からして疑問視すべきものもある。それは、食品から検出される残留量がADIと整合する場合としない場合があるからである。また、同じ食品に関しても、MRL値が種によって異なる場合もあり(例えば乳)、消費者保護という視点には必ずしも当てはまらないように考えられる。また、EU製品を日本に輸出するという段階において、将来的に貿易問題となりうる可能性がある物質もある。今回の暫定基準が、EUにおいて徹底した科学的評価を経て設定されたものより低い例がある。説明資料には、定量限界もしくは外国のMRLが提案されている際、輸入食品の生産・流通や輸出国における当該農薬などの使用実態を勘案する必要がある場合は、その外国基準を適用する、と記述されている。この文章の意味ははっきりしないが、日本政府当局との当該MRLに関する協議において、前向きな要素となりうるだろう。	EU	205
143	4	登録保留基準よりも外国基準が総じて高く設定されている場合には、基準値として外国基準を採用すべきではないか。	中華民国行政院	81
144	4	登録保留基準の取り扱いについて必要に応じ、登録保留基準より海外基準を優先させることを希望する。理由：登録保留基準の設定は作物群で一律に設定されるため、作物によっては海外の基準値と合わない作物があるため。	シンジェンタジャパン株式会社	156
145	4	今回の案では、Codex基準がない場合には登録保留基準を優先して採用する、となっているが、この基準はどのように定められたのかについての説明もなく、また環境省が定めたとされるこの基準には輸入製品についての配慮がなされていない上、適切なリスクアセスメントがなされているとは理解していない。これら基準は、日本の環境に配慮したものであると考えられ、輸入製品に適用するとする日本政府の見解を求める。[原文英語]	米国大使館	79

146	4	EPA が「免除」と認定した化学物質について対応し、また各化学物質について、それぞれ重要な貿易相手国の最大 MRL を採用することによって、アメリカの基準との齟齬もなくなり、小麦の輸入者にとっても安心材料となる。しかし、さもないと、US の MRL が日本の暫定基準案より高いか、または暫定基準案が提案されていない化学物質が多数存在することとなる。(例は省略)[原文英語]	U.S. wheat associates	217	
147	4	各国の平均値を採用するのではなく、必要な輸出国の基準値のうち最大の値を採用するべきである。[原文英語]	U.S. wheat associates	217	
148	4	韓国で基準があり、暫定基準案に含まれていないもの、また韓国の基準よりも暫定基準案が低いものが多数見受けられるので、韓国の水準に合わせるよう要請する。(基準値表別添)	駐日大韓民国大使館	119	
149	4	諸外国で設定された「臭素残留量」より低い暫定基準値の設定は、非関税障壁となります。参考にした諸外国の「臭素残留量」について最高値での暫定基準値の設定をおねがいたします。	メチルプロマイド工業会	167	
150	4	また、暫定基準案に記載されていないが、ドイツにおいて MRL の設定されている物質のリスト(略)を添付する。これらの農薬は実際使用されていないが、ドイツにおいて MRL は設定されている[原文英語]	S. H. Steiner, Hopfen, GmbH	132	
151	4	外国基準値採用の場合の平均値について必要に応じ(外国基準値採用の要望のある作物について)、平均でなく当該輸出国の基準値を採用するよう望む。理由:平均値の場合、輸出国での使用に即した基準値が設定されない場合があり、諸外国からの輸入に支障をきたす可能性があるため。	シンジェンタジャパ株式会社	156	
152	4	大豆、ブラックベリー、クランベリー、ハuckleベリー、上記以外のベリー類実、べにばなの種子、なたね及び上記以外のオイルシードの現行基準値について、米国基準値を採用して修正すべき。	日本曹達(株)	115	
153	4	EUの基準値も反映されているようなので、特に依存はない。[原文英語]	Muntons Malt(イギリス)	105	

154	4	他の外国基準がある場合であって、かつ、検出限界値を基準値に採用していない国の基準値との乖離が認められる場合は、検出限界値と等しい基準値を平均値の算出に用いるべきでないと考える。	バイエルクロップサイエンス株式会社	76	ご指摘の場合においても、当該国又は地域では規制の根拠としてその基準が用いられていることから、平均値の算出の対象とすることが適当であると考えています。
155	4	日本の暫定残留基準値は定量限界値を参考としているため、ADI から MRL を策定している外国基準とは異なり、同一食品に用いる同一製品であっても外国基準との間に数十倍の乖離が認められ、多くの場合、日本の方が低い残留基準を要求しております。そのため、日本の暫定基準値が設定されている食品について、欧米から、欧米の MRL をクリアする食品を輸出してきても、日本の基準値を越える残留が認められる場合が多く生じると危惧され、不必要に食品の流通が妨げられることが危惧されます。これは、2005年にハーモナイズ終了予定で、現在、日米欧三局で討議している VICH のガイドラインからも外れるものと存じます。また、同一製品でも、異なる種類の食品では類型 3 - 1 を採用したものと類型 5 - 1 (または 5 - 2) を採用したものとがあるため、そこでも同様の乖離が認められます。具体的には、牛の筋肉の暫定残留基準が馬の筋肉のそれよりも高い例があり、実際の摂取量を考えた場合、牛肉の方が多量で、且つ連続して摂取すると考えられるため、ADI を用いず、定量限界値を参考とした暫定残留基準の設定方法には問題があると考えます。	大日本製薬株式会社	154	暫定基準は、平成18年5月までにいわゆるポジティブリストを導入するため、農薬取締法における登録保留基準や国際基準等を参考として設定するものであり、個々の農薬等についてリスク評価を実施することは時間的、資源的にも困難であると考えます。
156	4	第1次案ではかなりの農薬は含まれており、感謝する次第であるが、厚労省が採用された5ヶ国中の米国、カナダ等の大豆や菜種の基準値についても極小数であるが含まれていないものがある。明確な理由があるのであればその旨のご教示、若しくは採否をご検討いただきたい。	油糧輸出入協議会	215	暫定基準の策定に当たり、参考とする諸外国の基準は科学的なものでなくてはならないと考えています。このため、各国の在日大使館を通じ、平成15年4月11日に開催した食品輸入円滑化推進会議から1か月間の申し出を受け付け、JMPR及びJECFAと同等の科学的なデータに基づいて評価を行い基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申し出があった国又は地域の定める残留基準について検討の上、参考としています。
157	4	参考国がCODEX及び5カ国のみなのはなぜか。	(社)日本冷凍食品協会	27	能であると申し出があった国又は地域の定める残留基準について検討の上、参考としています。

158	<p>4 今般暫定基準を設定するにあたり参考とした基準、国以外の国において、当該農薬が登録・使用され、当該国において MRLs が設定されている場合、それらの数値も暫定基準設定において考慮していただきたい。</p> <p>(提案) 1. 5ヶ国・地域以外の MRLs を考慮に入れる場合の対象農薬: 今回暫定基準設定の対象となっている農薬・品目に限る(これらの農薬については、日本、Codex、5ヶ国・地域において、十分に根拠のある科学的な安全性評価が行われている)。</p> <p>2. どのようなケースで5ヶ国・地域以外の MRLs を考慮するか。</p> <p>特定の食品について暫定基準値案が提案されているが、その他の国で設定済みの MRLs が案より遙かに大きい場合。</p> <p>特定の食品について暫定基準値案が提案されておらず、現状は未設定の予定であるが、その食品に5ヶ国以外では登録があり、何らかの MRLs が設定されている場合。</p> <p>2. 考慮する場合に必要な情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該国で MRLs が設定されているとの公式な情報(当該国での官報等の写し) ・当該国で実施された作物残留試験成績のいずれか 	農薬工業会	123	<p>なお、ホップについては、その多くが輸入でありますので、説明文書の図の3のただし書に該当するものとして外国基準の採用を検討します。また、国外で使用される農薬等について、新たな基準値設定又は我が国の基準値の変更(暫定基準を含む)等の要望がある場合には、別途、要請制度(No.124 を参照)を設けておりますので、必要な書類を添えて要請していただくことが可能です。</p>
159	<p>4 基準の設定の参考にした国は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドなど欧米偏重となっており、これらに国で生産及び食習慣のない食品については基準の妥当性について十分に考慮がなされていない。</p>	株式会社ニチレイ	89	
160	<p>4 5カ国以外の基準値の採用について5カ国以外からの輸入が想定される作物に対し、輸出国の基準値の採用を希望する。理由: 5カ国以外でも、当該国の試験結果を基にした基準値設定がされている国の基準値は暫定基準値として採用可能であると考えため。</p>	シンジェンタジャバ株式会社	156	

161	4	今回の暫定基準を作成するにあたり、参考としている諸外国の基準はCodex、USA、オーストラリア、カナダ、EU、ニュージーランドであり、所謂茶の生産国が入っていない。穀物や畜産物の生産国が主で偏りがあり、茶類に関してはカバーされていない。茶類の生産国で実績のある国は、インド、スリランカ、中国、台湾、ベトナム、インドネシア、ケニアなどである。これらの国々は何れも、自国で茶に関する残留農薬基準を設定しており、又生産当事者でもあることから、茶の残留農薬暫定基準の設定に当たり参考となり得る情報を有していると思われる。少なくとも、茶に関しては、これら生産国の農薬使用・規制状況を入手の上、暫定基準設定の参考とすべきであると思われる。茶葉に関しては、EU(特にドイツ)は日本等他の茶消費国と比べ、非常に厳しい残留農薬基準を設定しており、あまり参考にはならぬと思われる。	三井物産株式会社	136
162	4	今回の暫定基準を設定するにあたり、参考としている諸外国等は穀物や畜産物の生産国に偏り、紅茶の生産国はカバーされていない。一方、紅茶の生産国で実績のある国は、インド、スリランカ、中国、台湾、ベトナム、インドネシア、パプア・ニューギニア、ケニア、マラウイ、アルゼンチンなどがある。今回の改定が使用されている化合物の全てをポジティブリストに上げようとする観点から見ると、これらの国についても情報収集を行い、整合性を取ることを希望する。なお、当協会による紅茶生産国の農薬の情報では、現在までのところ第一次案にないものとして 67 化合物(リスト添付)が判明している。	日本紅茶協会	214
163	4	大豆に関しては米国に次いで輸入量が多い(約 25%) ブラジル大豆にはかなり多数の未登録農薬が見受けられる。採否をご検討いただきたい。別紙に他国情報も含めた追加希望農薬一覧表示す。 政府機関(ANVISA)及び ILSI(International Life Science Institutes, Brazil)の出版物に基づき未登録農薬を纏めた。添付資料あり。	油糧輸出入協議会	215

164	4	生産国で登録されている農薬、生産地で登録されている農薬、展着剤として使用されている農薬等について、暫定基準値を設定してもらいたい(別添略)	(社)日本青果物輸入安全推進協会	218
165	4	残留基準値は、実際の防除における使用頻度・残留性を加味して設定しているとのことであるが、中国等の輸出大国の使用基準と残留基準を、主に考慮に入れて欲しい。	宮下 隆	42
166	4	リストに載せる農薬は、特に農産物の輸入量の多い中国・台湾・タイなどの近隣諸国で使用基準のある農薬を全て網羅して欲しい。(同旨2件)	マル八株式会社 (社)日本冷凍食品協会	26・27
167	4	韓国から日本に輸出される農産物が残留許容基準を超過して不利益を受けることがないように、また残留許容基準が未設定の農産物については基準の設定を要請し、残留許容基準が低く設定されている農産物に対しては上向き調整することを要請する。	駐日大韓民国大使館	119
168	4	その他、ドイツの基準を参考に、ホップの MRL を再考してもらいたい(リスト) [原文英語]	Joh. Barth&Sohn GmbH&Co.KG	103
169	4	ドイツに MRL がある物質すべてについて、ドイツの MRL と一致した HOP の基準を作ってもらいたい[原文英語]	S. H. Steiner, Hopfen, GmbH	132
170	4	暫定基準案には記載されていないが、現在ドイツで hop に使用されており、ドイツにおいて hop に MRL が存在する農薬について、ドイツの MRL と一致した基準を設定してもらいたい[原文英語]	S. H. Steiner, Hopfen, GmbH	132
171	4	チェコの農薬のリストは、世界で最も厳しいが、現在のホップの防御の方法に一致している(この5月に EU と結んだ)。そちらの案では、スプレーしてホップに使用するものだけを言及して言えば、チェコの MRL と一致しており許容できる MRL が大部分である。しかしながら、基準のないものや、チェコより MRL が低い農薬もまたある。それは、Quinoxifen, Tebuconazole and Triadimenol であり、われわれは、これらの MRL が EU の基準と一致するよう調整することを望む。[原文英語]	TOP HOP Ltd	133

172	4	アメリカの基準値を全て網羅しているはずであるが、抜けが多数認められる。どの資料を基に作成しているのか、ご教示願いたい。また、現行の基準はしっかり反映して頂きたい。[原文英語]	米国大使館	79	米国基準については、暫定基準案作成時点における米国EPA及びFDAのホームページから入手した情報を基づき整理したところですが、当方の誤りがあれば個別具体的にご指摘下さい。
173	4	主要対日輸出国(小麦については、アメリカ、カナダ、オーストラリア)が基準値を設定している農薬は、全て網羅してほしい。なお、アメリカについては添付資料4、カナダについては添付資料1に示す農薬が今回の基準値案には含まれていない。添付資料(略)	製粉協会	208	
174	4	コーデックスの基準には制限条件がついたものが多い。例えば、シロマジンの基準値には”The MRL accommodates external treatment”という注釈が付いている食品がある。無定見な使用を防ぐ目的からも、必要な場合にはこのような付帯条件を明示すべき	日本生活協同組合連合会	189	ご指摘の農薬等の生産段階における使用法等については、食品衛生法の目的の範疇を超えるものであって、その規制を行うことは困難であると考えます。
175	4	ADI設定の根拠である毒性試験データが開示されていないため、基準案の妥当性が、検討できないのは、問題である。最終基準案の設定に際しては、登録時に提出された毒性試験、残留性試験のデータを開示すべきである。	反農薬東京グループ	96	暫定基準は、平成18年5月までにいわゆるポジティブリストを導入するため、農薬取締法における登録保留基準や国際基準等を参考として設定するものであり、No.175のご指摘に応えることは困難です。
176	4	今回の暫定基準については、法改正の関係から3年以内に策定することとなっているので、食品安全委員会との緊密な情報・意見交換なしに行うことはやむを得ないが、在廷基準の見直しはリスクアナリシスの原則にそって、食品安全委員会によるリスク評価を実施するとともに、その作業計画を明示すべき。	日本生活協同組合連合会	189	また、計画に基づき実施する予定の一日摂取量調査結果等を踏まえて、優先順位を付した上で、暫定基準について見直しを行うことを考えていますが、この際には、毒性試験データ等必要な資料を収集し、食品安全委員会にリスク評価を依頼することとしています。
177	4	農薬については、海外で栽培された作物の輸入を前提として、現在日本の農薬取締法や保留基準のリストに無い農薬も基準作成がなされている。しかし、水産物に使用する動物用医薬品は、海外各国で使用が認められている動物用医薬品を反映していないリストとなっており、各国基準とのハーモナイゼーションを取っていただきたい。	日本水産株式会社	155	暫定基準(第一次案)の検討に当たっては、No.156の回答のとおり、農薬だけでなく、動物用医薬品及び飼料添加物においても、コーデックス基準のほか、米国等の基準を参考とし、設定しています。
178	4	妊婦、心身発達途上の子供への影響を配慮した基準を設定する。	反農薬東京グループ	96	我が国及び今回基準値を参考とした国においては、動物を用いた試験において、繁殖毒性試験、催奇形性試験など、妊婦や胎児、乳幼児への影響を考慮した試験を含め、その他の様々な試験に基づき、毒性が認められない量に更に安全係数を考慮して基準値を設定しております。

179	4 多くの諸外国では、標識体を用いた残留性試験の結果から、体内の残留性を最も正確に、しかも代表して示すことのできる臓器・組織、並びに化合物について残留性の指標にしようとの考え方が採択されています。動物薬における試験法の国際的共通化、残留規制に関する国際的基準値設定の動きの中で、日本でも基本的に諸外国と同様な考え方による基準値の設定をお願い致したく存じます。この方法により、主要臓器以外の基準値の設定無しでも標識組織の残留性をもって、他の組織の残留性が十分低いことを担保できるため、より現実的と思われます。さらに、主要対象動物以外の基準値につきましては、設定していない国がほとんど考えられますが、この部分についても諸外国の考え方・方法に準じていただきたく存じます。	畜水産品残留安全協議会	201	米国ではと畜場等における標的臓器を用いた検査により、安全性の確保が図られていると承知しています。しかしながら、カロリーベースで50%以上を占める輸入品については、相対的に見るとこのような標的臓器を用いた管理は困難であることから、ご指摘のような手法のみとすることは我が国では採り得ないものと考えます。 また、今回の暫定基準の設定に当たっては、ADIの評価を行わず、コーデックス基準や諸外国の基準を参考に設定することから、ご指摘のように、ADIから食品の摂取量毎に残留許容量を割り当てる方式を採用することは困難であると考えます。 一方、同一動物であって、筋肉、脂肪等、一部の組織、臓器に基準が設定されている場合、それ以外の組織、内臓については、当該動物に対してその使用が認められていること、米国等においては標的臓器による検査体制が取られており、すべての組織又は臓器
180	4 標識臓器、標識化合物を用いた基準値の設定、休薬期間決定 通常、標識臓器、標識化合物を用いて基準値が設定されるものであり、仮に、高い急性毒性作用(多くの動物用医薬品ではまれ)を持つ場合、一般に摂取されるマイナー組織が毒性学的に有意な残留濃度を有する場合のみ、マイナー臓器に基準値を設定する意義がある。このように、一律基準値や、その他の基準値を設けようとする試みは、MRLによる残留規制と相容れない部分があります。マーケットバスケット方式を考慮すれば、マイナー組織や臓器 MRL を設定する必要が無いと考えます。	日本イーライリリー株式会社	216	に基準が設定されているわけではないことから、同一動物で基準が設定されている組織、臓器のうち、最も低い値をそれ以外の組織、臓器に設定することとしたいと考えています。
181	4 Codex 及び多くの諸外国では、使用が認められた対象動物・農作物に基づき、卵、乳、肉その他の可食組織、農産物などに残留許容量を割り当てる、いわゆるフードバスケットの考え方をとっているようです。これらの諸外国では、その国の国民の各種食品に対する標準的な摂取量を考慮したうえで、基準値の設定がされていると理解しております。日本においても単純な平均ではなく、フードバスケットの考え方に基づく基準値の設定をお願いいたしたく存じます。フードバスケットを考慮することにより、最終基準値設定に際しても、暫定基準値から大きくかけ離れることはなく、国民の信頼を得るためにも、本方式の導入は望ましいものと考えられます。	畜水産品残留安全協議会	201	

182	4	単純な平均値からではなくフードバスケットを考慮して、基準値算定を行うべき。各国の基準値を平均することは妥当性に乏しいと考えます。すべての規制当局において、MRL の設定はADIの設定からはじまるが、どの規制当局でもADI設定については同様の手法を用いていると思われる。そのため、ADIの平均値からの単一の手法により暫定的に MRL を設定することは可能だと思われるし、世界的にも最も一般的な手法は”マーケットバスケット”方式を用いたものと考えます。	日本イーライリリー株式会社	216
183	4	本案では、国内の基準がない場合に、諸外国における基準値を単純平均することとされたことから、食事全体の量から見て摂取量が非常に少ないと思われる牛、豚、鶏などの「その他の内臓等」におけるMRL値が、主として摂取される筋肉などに比べて著しく低い値となっているものが散見されます。また、その他の内臓等の数値が空欄となっているものも多数認められ、これらについて一律基準値を当てはめた場合には、前述と同様の矛盾が生じることが懸念されます。したがって、その他の内臓等における MRL 値についても、フードバスケットの考え方に基づいて設定頂けますようお願いします。	(社)日本科学飼料協会	197
184	4	基準値未設定の動物種 / 臓器・組織について、一律基準値(0.01ppm になるかもしれないという)を適用すると聞いているが、その物質に対して基準値が設定されている動物種 / 臓器・組織が存在する場合には、その他の対象動物に由来する臓器・組織についても日本人の標準摂取量の相対的比較に基づいて、未設定の動物種 / 臓器・組織の暫定基準値を設定して欲しい。とくに養殖水産物については、外国の基準が存在しない場合が多いので、畜産物との見合いで養殖水産物の基準値が不利にならないようにご配慮願いたい。	(社)日本動物用医薬品協会	101

185	4	<p>マイナーな臓器 / 組織に対する特段の理由無しでの MRL 又は、一律基準値適用の是非について</p> <p>1. 主要臓器と比較して、1日あたりあるいは一人当たりのマイナー臓器の摂取量は非常に少量です。MRL が化学物質の慢性的な影響をもとに設定されている状況を考えると、例えば比較的残留の多いマイナー組織をたまたま摂取したとしても、公衆衛生上の有意な影響を及ぼさないと考えられます。単回あるいはたまたま平均より多く摂取するといった部分より、長期間の平均摂取量の方を重要視すべきだと考えます。</p> <p>2. マイナー臓器において、ある化合物の残留が検出されることがありますが、これらの臓器における残留量が規制目的で用いられる主要組織よりも高くなることはまれと考えられます。</p> <p>3. 対象組織として選択される臓器では特に高い残留を持ち、また高い頻度でヒトに摂取されます。肝臓と腎臓は化合物の排泄臓器であり、残留が蓄積します。脂肪(乳脂肪や卵黄脂肪)は脂溶性の化合物を補足します。一方、肉は比較的大量に継続摂取することから重要です。</p>	日本イーライリリー株式会社	216
186	4	<p>薬事法基準値がある場合は、それを尊重するが、一部食用とする機会および量が少ないものについては再検討する。例えば、一部臓器で極端に薬事法の基準値が低い場合など、多臓器の値を参考とする。(日本では海外に比べて腎臓を食する機会が少ないにもかかわらず、腎臓の基準値が肝臓より低い場合、腎臓も肝臓に合わせるなど)</p>	武田シェリングブ ラウアニマルヘル ス株式会社	97
187	4	<p>既に現行基準が設定されている物質に関して、MRLの設定のない食品での暫定基準は、MRLの設定のある食品を参考に設定して頂きたい。</p>	ベーリンガーイン ゲルハイムシオノ ギベトメディカ株式 会社	90

188	4	「検出限界値をもって基準値として参照せず、一律基準値を適用する」ことは妥当ではなく、検出限界値をもって基準値としている場合でも、当該諸国地域におけるその作物に対する登録の有無あるいはその食品の部位における検出限界値を考慮し、設定されるであろう一律基準値を上回る値が設定されている場合には、検出限界値と等しい基準値であっても参考基準とすべきである。	バイエルクロップサイエンス株式会社	76	説明文書の留意事項の6の については、ポジティブリスト制を採用していない国における特例的な取扱いによるものであることから、ご指摘の作物等に対して使用が認められている場合で検出限界値をもって基準値としている場合には、暫定基準設定の参考としたいと考えています。当該国において使用が承認されていることを説明した米国 Federal Register のような外国政府の公式文書の写し等によりご説明下さい。
189	4	同類の畜産物における異なる動物での、同一基準値の暫定適用について 作物の残留性に関する厚生労働省の案では、類似の食品カテゴリー毎に均一の基準を設定していますが、この考え方は動物にも応用できると考えられます。例えば、ほとんどの国では、様々な家畜由来の食品の平均消費量はカテゴリー内ではほぼ同様と考えられます。例えば、牛、豚、鶏、羊などの筋肉については、消費量はほぼ同一となります。そのため、個別の動物種に対する評価が定まっていない時点では、例えば牛の MRL を豚の暫定 MRL として使うことは可能かと考えます。	日本イーライリリー株式会社	216	動物用医薬品の承認又は使用については動物毎であること、残留基準は適切に使用した場合の残留量を基に決めるべきものであることから、例えば、牛肉の MRL を豚肉の MRL として採用することは困難であると考えます。 なお、説明文書の留意事項の7の適用については極めて限定的に運用すべきと考えております。
190	4	承認後数十年の販売実績があり、これまでの再審査及び再評価においても問題ないものと評価を頂いている、動物用医薬品の殺虫剤において、「食品中の農薬等残留基準一覧」に示されている一部の動物並びに部位に関する残留試験結果が得られていない場合、他の動物の試験結果、あるいは、当該動物の他部位の試験結果から、類推することで差し支えないか。	大日本除虫菊株式会社	211	
191	4	各分類毎の食品の基準の整合性を考慮するという、この項目の意図するものについても疑問である。これは、各分類の最高値に基づいて基準が設定されたならば効果的であるかもしれないが、平均値を採用した場合、おそらく効果的ではないだろう。	EU	205	本条項を用いた例は、類型6として明らかにしておりますが、その適用は極めて限定されており、例えば、畜産物でほとんどの動物に同一の基準値が設定されており、残りの動物にその値を入れた場合があります。

192	4	複数国の基準値の平均値を採用することについて、我々は疑念を抱かざるをえない。例えば、基準値に検出限界値を用いている場合には、その国において科学的な知見が得られていないからと考えられるが、科学的審査に基づいて定められた基準値と、この検出限界値が平均化されれば、科学的な知見に基づいた適正な基準値より低く設定されてしまうことになるからだ。日本側は、「一つの農産物に対し、大きな差異のある基準値が設定されていた場合には、適切な値を採用する」としているが、この例外規定がどのように適用されるのかを明示願う。[原文英語]	米国大使館	79	No.192のご指摘は説明文書の留意事項の6の規定に関するものであり、同文書の図の類型における3-2-2、または5-2に該当します。今回の第一次案では、3-2-2の類型に該当する事例はなく、5-2の類型はクロロタロニルのハックルベリーの基準値及びナイカルバジンのあひるの肉等に対する基準値のみです。クロロタロニルにあっては、ハックルベリーのEUの基準値が他のいちご等に対する基準値に比べ、また、ナイカルバジンにあっては豪州の基準値が他の食肉等に対する基準値に比べ、それぞれ「大きな違い」があると判断し、これらを除いて、外国基準の平均を採用したものです。 また、3-2-1の類型については、No.124の回答を参照してください。
193	4	「コーデックス基準なし」で「外国基準あり」の場合、類型が3通りありますが、国内登録がありながら、外国基準を採用する類型3-2-1や3-2-2に該当する場合の採用条件についてご教示下さい。	大日本製薬株式会社	154	さらに、No.194にご指摘の「合理的な理由」としては、様々な理由が考えられますが、例えば当該地域の気候条件、農業の慣習等からみて当該農薬の使用方法及び量が適切であること、そのような条件下で実施した作物残留試験結果から見ると平均値を採用する残留
194	4	外国基準に大きな違いがある場合には、ばらつきを踏まえ、適切な値を採用する、ただし、合理的な理由がある場合にはその事情を勘案するという留意事項にある、「合理的な理由」とはどのようなものが明らかでない。	EU	205	基準(案)では不十分であることを示すことなどが考えられます。
195	4	参考基準国のデータを利用した暫定基準値については、平均値を採用したものと特別扱いしたものがある。特別扱いしたものは、その理由を開示願いたい。	製粉協会	208	
196	4	本改正案で動物用医薬品中サルファ剤の場合、個別物質別で0.1ppmの基準が設けられているが、これは韓国の残留許容基準(立案予告案、総sulfa剤0.1ppm)及びEUの基準(総sulfa剤0.1ppm)と異なっている。個別物質に対して基準を適用する場合、混用使用の総残留量に対する基準適用問題など毒性学的な側面を勘案すると個別的な基準設定よりは、韓国のように総サルファ剤を設定して運用する方がもっと妥当ではないか。また、サルファ剤類は体内代謝や毒性発現量が相互似ている。一方、ストレプトマイシンやテトラサイクリンは総合基準を適用しているなど、基準適用方法面で一貫性を失っている側面がある。	駐日大韓民国大使館	1	ご指摘のサルファ剤やストレプトマイシン等の取扱いについては、コーデックス基準の考え方を基本としております。すなわち、サルファ剤についてコーデックス基準では個別のスルファジミンのみに残留基準が設定されており、ご指摘のような方法は採用されておられません。また、ストレプトマイシン等については、コーデックス基準も我が国の第1次案と同様の方法で設定しております。

197	4	BSTとエストラジオール17 については、天然型ホルモンであり、MRL 値の設定の必要のないもの(一律基準値の適用されないもの)と解釈いたしました。そうでない場合には、意見を述べさせていただきたい。	日本イーライリリー株式会社	216	コーデックス又はJECFAにおいて、BSTやエストラジオール17 については残留基準の設定が不要と評価されていることから、暫定基準(第1次案)の設定対象としていません。これらは規則(案)の第4項の自然に含まれる量を超えてはならないとの規定が適用になるものと考えています。
198	4	ホルモン:BST や、エストラジオール17_ などの成長ホルモン等、諸外国の状況を勘案すると国民の健康に及ぼす影響の面から重要であるにも関わらず、記載のない品目が認められる。これらの物質を用いて生産された食品やその製品について、我が国に輸入される可能性は否定できない。成長促進ホルモンは、国の内外においても議論の多い物質であるため、記載がなかったことについては、その理由を付して公表することが必要である。	日本生活協同組合連合会	189	
199	4	綿実油:綿実油の暫定基準の根拠となった Codex の MRL には、crude oil と edible oil のものが混在しており、crude oil の MRL を食用油に適用すると緩いものとなり、edible oi の MRL を粗製油に適用すると厳しすぎるものになると思う。いずれにしても基準値案の対象が粗製油か精製油か明示する必要がある。	国立医薬品食品衛生研究所	203	コーデックス基準に従い、粗製油と精製油に分けることとします。
200	4	第1次案では、「許容値が高すぎ、農薬が結構残存しているかも」との印象を与えかねない。また、各国からも何故 Codex 基準値を部分的に採用したかとの疑問が呈される可能性がある。したがって、基準値は食用油にだけ適用される由であるが、全面的に Codex 基準値に準拠し、粗油(原油)と精製油(製品)の2基準値を採用されたい。	油糧輸出入協議会	215	

201	4	加工食品に農薬残留許容基準設定の一貫として、食用油に基準を設けられることについては基本的に歓迎するところであります。しかし、食用油の生産・流通の実態を考慮し、以下に述べます理由により、CODEXと同様に粗油及び精製油の双方に基準を設定されることが適切と考えます。 理由 Codex には一般には精製油と粗油の両方に基準値が設定されている。これは、油種によって生産、流通、消費の実態が異なるため、それぞれに適合する措置が必要であるとの考え方によるものとする。一般に、消費者が直接に消費する食用油は精製油であり、人体への安全を考慮した基準値が設定されている。これに対し、粗油のほとんどはそのままでは食用に供されるものではないが、植物油の国際流通が粗油を主体に行われているため、輸入時における粗油の残留チェックの必要性があるため基準値が設定されているものとする。他方、オリーブ油のように、粗油に近い状態のまま食用に供されるものについては、このような区分を設けることなく基準値が設定されている。これらの事情を考慮すれば、CODEXと同様の区分に基づいて基準値を設定されることが適切である。ただし、CODEXには基準が設定されていない油種がある。例えば、日本ではゴマ油はほとんどがオリーブ油のように精製しないか、軽度に精製にとどめて食用に供されるが、これにはCODEX基準が存在していない。このような油種に関しては、類似の油種から推測して判断されることが必要であるので、今後の運用に当たって考慮いただきたい。	社団法人 日本植物油協会	177	
202	4	鶏・七面鳥・その他の家禽の卵ともに、卵黄の基準値が設定されていない。残留農薬等は主に卵黄に残留するので、全卵と一律基準値では不適切であり、全卵の3倍から4倍程度の基準値を設定するか、もし設定しないのであれば卵黄を削除してほしい。	綿貫智香	80	卵については、これまで我が国における基準及びコーデックス基準においても全卵として基準を設定しており、今後とも全卵として設定し、卵黄は削除したいと考えています。しかし、参考とする国の基準が卵黄にしか設定されていない場合には、卵黄として暫定基準を設定せざるを得ないと考えていますが、この場合、全卵は一律基準の対象とはなりません。
203	4	卵の組成は大まかに、卵黄30%、卵白60%、卵殻10%です。抗菌物質等は主に卵黄に移行するので、全卵と卵黄の基準値が同じでは不適切です。卵黄の基準値は、全卵の3倍の値にすることを要望します。	堀池俊介	128	なお、乳と乳脂肪についても、いずれかに残留基準があれば、その他については一律基準の対象にすることは考えておりません。

204	4	基準値に「ほうれん草」の項目がないが、将来日本にほうれん草を輸出する場合、「other cruciferous vegetables」の基準が適用されるのか。	中華民国行政院	81	「ほうれんそう」(Spinach)として掲載しています。
205	4	ADI の設定ができない物質、その他の基準値未設定の動物種 / 臓器・組織については一律基準値が適用されるのお話ですが、欧米では、ADI の設定ができない発ガン性物質などと、単に基準値未設定の物質とでは取扱が全く異なっており、前者は現時点で可能な分析方法での検出限界、後者は妥当なレベルでバリデートされた分析方法での検出限界で設定されていると理解しております。日本においても同様の考え方を取り入れていただきたく検討をお願いいたします。	畜水産品残留安全協議会	201	ADI が設定できない物質については、一律基準ではなく、「不検出」としています。規則案の第 2 項を御参照ください。
206	4	Codex 基準の取り扱いについて必要に応じ Codex 基準より海外基準を優先させることを希望する。理由: Codex 基準は、基準値が確定するまでに多くの時間を要するため。	シンジェンタジャパン株式会社	156	暫定基準の設定に当たり、コーデックス基準がある場合、海外基準を優先させる理由はないものと考えます。
207	4	とうもろこしやブロッコリーのように、アメリカないしはアメリカに準ずる基準を採用している中南米諸国からの輸入が大多数を占めるものについては、CODEX 基準ではなくアメリカの基準値を採用すべきである。それが出来ない場合は、アメリカに日本政府として、CODEX 基準を遵守するよう働きかけるべき。	師岡武浩	8	
208	4	外国基準を採用するにあたり、検出限界値を持って基準を設定しているものは一律基準値を適用することですが、Codex 基準における検出限界値はそのまま基準値として採用しているのですか？	永山敏広	77	コーデックス基準については、原則としてすべての基準値をそのまま採用することとしています。
209	4	肉類の基準に「(筋肉)」と「(脂肪)」の両方に基準が設定されています。この場合、筋肉と脂肪のいずれの基準にも合致しなければ適の判断はできないということでしょうか？二重規制になってはいませんか？	永山敏広	77	ご指摘の筋肉や脂肪の取扱いについては、コーデックス又は諸外国においても筋肉と脂肪のいずれの基準にも合致しなければならないとされているものと考えます。

210	4	「安全適正使用ガイドブック」で使用が認められている農薬については、全て基準値を設定しているか。(同旨2件)	株式会社加ト吉・(社)日本冷凍食品協会	13・27	御意見の「安全適正使用ガイドブック」とは、全国農業協同組合発行の「農薬安全適正使用ガイドブック」のことで、使用が認められている農薬が掲載されているものと解しています。暫定基準の設定に当たっては、国内の登録保留基準や諸外国の基準等を参考に設定しており、国内で使用が認められていても、登録保留基準等がないものについては暫定基準を設定していません。
211	4	水産物の分類には不明確な部分がある。我が国でほとんど食習慣のない「なまず」「ザリガニ」「ニシン目」に個別基準を設けるよりも、「うなぎ」「スズキ目魚類(ブリ、鯛等)」の基準の拡充を図るべきではないか。うなぎについては、単独で設定されていないものに関して、上記以外の淡水魚に該当するのか、上記以外の淡水海水回遊魚に該当するのかが非常に不明確である。	株式会社ニチレイ	82	ポジティブリスト制はすべての食品が対象となることから、参考とした基準がある場合には暫定基準を定める必要があると考えていますが、ご指摘を踏まえ、国民栄養調査における1日あたりの摂取量が1g以下の「なまず」、「ニシン目」については「上記以外の魚類」とし、「サケ科魚類」、「スズキ目魚類」、「ウナギ目魚類」については個別の基準として設定したいと考えます。また、「ザリガニ」については、十脚目甲殻類としたいと考えています。
212	4	さけ・ます類の分類には、さけ、ます、上記以外の鮭類、上記以外の淡水海水回遊魚に分類されているが、それぞれ何を指すかが不明確である。一般にサケ・マス類は分類の上でも明確ではないため、サケ・マス類として一本化すべきと考える。	株式会社ニチレイ	82	サケとマスは一本化し、「サケ科魚類」としたいと考えます。
213	4	鮎(ニシン目サケ亜目)の場合は、鮎として定められた5物質、ニシン目として定められた1物質以外は、「上記以外の鮭類」に該当するのか?	株式会社ニチレイ	82	アユはサケ科ではないことから、「上記以外の魚類」に分類することとします。
214	4	オマールえび(ウミザリガニ、アメリカンロブスター)は「ザリガニ」か「ロブスター」か?	株式会社ニチレイ	82	「オマールえび」を含め「ザリガニ」、「ロブスター」については、「上記以外の甲殻類」としたいと考えます。
215	4	ウコンやその他香料原料について、食品分類が分かりにくいので、素人にも分かりやすく摘要欄を設けるなどして欲しい。(同旨4件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日清シスコ株式会社	17・18・24・95	ウコンは「上記以外の野菜」に分類されます。摂取量が少ない食品の分類については、問い合わせの多いものについてリスト化を図る等、できる限りわかりやすい資料を提供したいと考えますが、基準の整備等に注力する必要があることもご理解ください。なお、食品添加物である香料の原料については、ポジティブリスト制の対象とはなりません。
216	4	(キクの菊花等)「食品中に残留する農薬等の暫定基準(第1次案)」(以下「本案」)で科名掲載がなされている品目においては、『上記以外の当該科作物』に該当、という解釈でよろしいか否かについて、ご見解をお示しいただきたい。	国産生薬株式会社	147	「菊花」(食用キク)は「上記以外のキク科野菜」に分類されます。基本的には御指摘の解釈で正しいと思われませんが、個別の食品により判断が異なることが考えられることから、不明な場合はお問い合わせ下さい。

217	4	ベニバナの種子は対象とされているが、花卉も同じ基準が適用されるのか？	養命酒製造株式会社	157	ベニバナの花弁は「上記以外のキク科野菜」に分類され、当該基準が適用になります。
218	4	食品(お茶など)として流通しているクスノキ科植物(生薬名 肉桂;ケイヒ、烏樟;ウシヨウ) およびフトモモ科植物(生薬名 丁子:チョウジ)を対象品目に加えることはできないのか？	養命酒製造株式会社	157	御指摘の食品については、摂取量が少ないことから個別の品目として設定することは適当ではないと考えており、問い合わせの多いものについては別途リスト化を図る等、できる限りわかりやすい資料を提供したいと考えますが、基準の整備等に注力する必要があることもご理解ください。 なお、各食品はそれぞれの食品分類に従い分類されますが、いずれの食品分類にも該当しない場合には、「上記以外の野菜」に該当します。
219	4	飲料のハーブ(ハーブティー)の残留農薬基準はどのように考えたら良いのか。「茶」の基準を準用するという考え方でよいのか。	日本紅茶協会	214	「茶」は茶葉を原料としたものであって、いわゆるハーブティーは含まれません。ハーブ等については作物の科名や部位等により判断が異なることが考えられることから、不明な場合はお問い合わせ下さい。
220	4	CODEX基準と登録保留基準が存在する場合、CODEX基準が優先して採用されているが、登録保留基準は広範に設定されているのに対し、CODEX基準では限定された特定の農産物にのみ基準値が設定されているため、結果的に作物間で大きな基準値の差が生じてしまう。従って、このような場合には登録保留基準をそのまま採用するか(類型 1,2)、同系統の農作物に全てCODEX基準なみの水準で、基準を設定すべきである(類型 6)。国内農産物の場合、農薬の使用方法を徹底して指導しないと混乱が起こるおそれがあるほか、輸入農産物の場合、輸出国に対して、基準値の差を納得させるための十分な説明ができないおそれがある。	兵庫県立健康環境科学研究センター	31	説明文書の留意事項の7において、整合性を考慮する旨を明記していますが、現存するコーデックス基準や登録保留基準を無視して調整することは慎重でなければならないと考えます。 なお、暫定基準により国内の農薬等の使用方法が変更になるものではなく、農薬の使用は農薬取締法の使用基準によるものと考えます。

221	4	<p>本案では19物質の飼料添加物についてMRLの設定がなされております(別表略)。これらの物質については、「飼料添加物の評価基準(平成4年3月16日付け、4畜A第201号、農林水産省畜産局長・水産庁長官通知)」により残留試験が義務付けられており、「主たる試験の実施方法の概要」に示された試験方法による残留試験が実施され、農業資材審議会の厳正なる審議を経たのち、農林水産大臣から飼料添加物としての指定を受けております。また、残留試験における分析方法については、「この試験のためには相当の感度、精度及び再現性とは、検出限界 0.05ppm 以下、1~2ppm の添加回収試験における回収率70%以上、変動係数(標準偏差/平均値)0.1以下のものをいう。」と規定されています。</p> <p>したがって、これら19物質のうち飼料への添加が認められている畜種において空欄部分がある9物質につきましては、指定時の検出限界値(別表 2_1~2_9 略)以上の数値を採用下さいますようお願いします。</p>	(社)日本科学飼料協会	197	<p>動物用医薬品や飼料添加物の暫定基準の設定に当たっては、説明文書の2の注1に記載しているとおり、農林水産省動物用医薬品主管課長から提示された承認又は指定時における各品目の定量限界値を参考としています。御指摘のあったエトバペート等9品目については、別途、農林水産省動物用医薬品主管課長から定量限界等が提示されていることから、暫定基準に追加し、第2次案として公表したいと考えています。</p>
222	4	<p>MRLは本来ADIに基づいて設定されるものであり、食する機会の少ないものについて、基準値を一律にすることには同意できない。また、MRL が世界のいずれの国においても設定されていないものについては、当面残留基準値を設定せず、ブランクとしてもよいのではないか。</p>	武田シェリングブ ラウアニマルヘル ス株式会社	97	<p>ポジティブリスト制では、全ての食品が対象となるため、参考とした基準がある場合には暫定基準を定める必要があると考えます。</p>
223	4	<p>光学異性体やメチル化やエチル化した物質のように、有効部位が同一のものは、一括して取り扱うとのことだが、個別に取り扱う場合と一括で取り扱う場合、どのような判断基準によるのか。</p>	日本紅茶協会	214	<p>暫定基準は国民の健康保護のために設定するものであることから、食品に残留する物質が同一である場合には、農薬等として販売される物質が異なるものであっても、一括して基準を設定することとしており、「有効部位」とは関係ありません。</p>
224	4	<p>海外での水産物の養殖においては、抗生物質や合成抗菌剤以外に「路地池の土を殺菌する為の殺菌剤:石灰など」「養殖使用水を殺菌する薬剤:次亜塩素酸ナトリウムなど」「卵や稚仔の殺菌に使用する薬剤:マラカイトグリーン・ホルマリンなど」が使用されている場合があります。海外での水産物の養殖に使用する薬剤については、各国の法律に定める使用基準に従って使用され、残留していないことを基本として、輸入することが出来るとした考え方としておく必要があり、それを基準策定に反映させて頂きたい。</p>	日本水産株式会 社	155	<p>「残留していない」のであれば、一律基準を超えることはないと考えられるので、問題が生じることはないと考えます。</p>

225	4	参考基準国が基準値を設定している農薬は全て網羅していただきたい。また、主要生産国での作柄状況等により、今後新たな国から輸入することも想定されるため、主要な農業生産国の残留農薬基準については、できるだけ参考値として採用するか、残留基準に関する情報を公開していただきたい。(特に中国については昨年の冷凍ほうれん草で問題になっており、情報公開をお願いしたい。)	日本製粉株式会社	212	今回参考とした外国基準は、各国の在日大使館を通じ、平成15年4月11に開催した食品輸入円滑化推進会議から1か月間の申し出を受け付け、JMPR及びJECFAと同等の科学的なデータに基づいて評価を行い基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申し出があった国を参考としています。 なお、基準値設定等の要望がある場合には、別途、要請制度を設けておりますので、必要な書類を添えて要請していただくこととなります。
226	4	例えば、トウモロコシのように、今回の基準値案になく、また海外の基準値も設定されていないものについては、中国政府と協議の上、基準値を設定してほしい。参考までに、当該農薬名リストを提出する(略)。	飼料輸出入協議会	207	暫定基準は科学的なものでなくてはならないと考えており、No.124の回答に示したとおり設定していますので、御要望にすることは困難です。
227	4	熱帯性果実については、今回参考とした5カ国以外の国への影響が大きいと思われるので、その対応方法を早急に示して欲しい。	デュポン株式会社	25	コーデックス基準の他、ポジティブリスト制を導入している国々の基準も参考にしていることから、御指摘の点についても対応しているものと考えています。
228	4	製品が日本のみでなく国際市場で流通する現在では、各国の基準が異なると残留基準の管理が困難である。CODEX等、国際標準を視野に入れて検討して欲しい。	(社)日本冷凍食品協会	27	暫定基準の設定に当たっては、国際基準であるコーデックス基準を主とし、JMPR及びJECFAと同等の科学的なデータに基づいて評価を行い基準を設定している国についても参考とし、設定しています。
229	4	今回参考にした外国基準について、これよりも後に公表されたもので、参考に値するような基準についても暫定基準に採用して欲しい。	デュポン株式会社	25	説明文書の6に記載したとおり、参考国の基準の変更については、事務的に可能なものについては暫定基準に反映させることとしています。なお、当方の誤りがあれば個別具体的にご指摘されたい。
230	4	参考までにお知らせするが、ニュージーランドは温州みかんに対するイマザリルの食品添加物としてのMRL設定申請を準備しているところである。これはニュージーランドからの輸送中の果物腐敗防止のため、収穫後に防かび剤として使用できるよう申請するものであり、今後2-3ヶ月で正式に申請したいと考えている。	New Zealand Food Safety Authority	186	食品添加物に該当することから、食品添加物の指定のためのガイドラインに基づき要請してください。
231	4	暫定基準が確定した後、この基準値を変更したい場合に、何を日本側に提出したらいいのか、回答願いたい。[原文英語]	米国大使館	79	暫定基準を含め、我が国の残留基準の変更を希望される場合は、平成16年2月5日食安発第0205001号にて厚生労働省医薬食品局食品安全部長より各都道府県知事等へ通知

232	4	日本は、輸出国の MRL より低い、日本の暫定 MRL より高いような残留値が検出された場合に生じる、貿易紛争の解決に対して、どのような対策を考えているのか。オーストラリアは、頻繁ではないものの、時々生じうる”予期せぬ”残留事故について、関心を持っている。日本は過去に、日本に基準のない MRL を扱う際、輸出国の MRL を考慮してきた。オーストラリアは「インポートトレランス制度」の導入を日本が検討すると聞いているが、その際に前述のようなケースの解決、及び貿易の促進のため、輸出国において作成された評価書をもとにして、出来るだけ速くリスク評価に着手できるような制度を早急に確立するよう求める。オーストラリアは、我々がオーストラリア国内で適正使用したにも関わらず、このような問題が生じた場合について、日本政府による具体的かつ迅速な説明を求める。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199	した「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に従い要請を提出いただくこととなります。 また、本通知については、在日大使館を通じて各国へ通報したところであるが、今後とも周知に努めたいと考えています。 なお、本要請を受けて、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼する段階で、国内の農薬会社を含め、広く一般に公表することとしています。
233	4	MRL の追加変更についてはその方法を示して欲しい。その際、既登録剤の毒性試験等は登録保有会社が所有するものである、登録保有会社を必ず通す方法にして頂きたい。海外メーカー等は登録を保有している会社に要望を出すことで対応できると考える。マイナー作物について都道府県等が当該メーカーに要望する方法と同じと考えるが。	デュポン株式会社	33	
234	4	残留基準が設定されていない農薬等について、輸入企業等が輸出国基準を調査後、科学的な評価をして申請した場合、暫定基準として追加設定いただきたい。	(財)食品産業センター	196	
235	4	極めて使用頻度の少ない農薬等が今回のリストから漏れているおそれもあり、また、短期間に新たな農薬等が開発される可能性もあること等から、それら基準の見直しについては、関連業界からの要望を踏まえて、追加設定していただきたい。	(財)食品産業センター	196	
236	4	新たに開発された農薬等について、基準値をできるだけ速やかに設定するためのルールを明確にしておく必要がある。また、諸外国の情報を関係者が速やかに情報交換できる場を設ける必要がある。	製粉協会	208	

237	4	新規開発農薬についての基準値設定に遅れ・漏れが無いよう、特に諸外国への通知と通報システムの確立と徹底をお願いしたい。(同旨2件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209 210	
238	4	新たに開発された農薬等について、基準値をできるだけ速やかに設定するためのルールを明確にしておく必要がある。また、農産物生産国での農薬の使用実態の変化により現行基準値での対応が困難になった場合においても速やかに対応できるような制度としておくべきと考える。	日本製粉株式会社	212	
239	4	原則として、日本において、いままで、その農薬に適用のない農作物の残留基準は、設定しない。海外でのみ使用される農薬については、当該国から要請があった場合、毒性・残留性、残留実態に関する資料の提出を求め、別途検討し、新たに基準が設定されるまで、輸入を禁止する。	反農薬東京グループ	96	前段部分については、SPS 協定と矛盾することから、採用は困難であると考えます。また、後段部分については No.233 の回答を御参照ください。
240	5	加工食品の残留基準の考え方「残留基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された加工食品は残留基準に適合する物とする」を明確に示し、徹底を要望します。また、加工食品のうち残留基準が設定された物のリストはわかりやすく別表とすることを要望する。すべての加工食品に個別の残留基準を定めることは無理とは思いますが、原材料の残留基準適合証明が加工食品の残留基準適合証明となるもの 個別に残留基準が設定されたものがあることが流過程で共通認識とならない心配がある。	水野浩夫	195	加工食品については、残留基準に適合した原材料を用いて製造又は加工された食品は、流通を可能とすることとしています(規則案第6項)。その運用に当たっては、まず一律基準を適用するものとし、検出値が一律基準を超えた場合は原材料として用いた農畜水産物毎に設定された残留基準をもとに判断することとしています。具体的には、希釈される例については、原材料として使用された農畜水産物の割合と、それらの食品に設定された残留基準から試算した値、また、濃縮される例については、水分含量をもとに試算した値により、まず判断することとしています。それでも判断できない場合は、使用された原材料をチ
241	5	加工食品に係る基準設定については、「コーデックス基準があるものは暫定基準を設定し、規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品は流通を可能とする」という方針に沿って、加工食品の円滑な流通を確保していただきたい。	(財)食品産業センター	196	ェックすることになります。 ただし、コーデックス基準が設定されている加工食品については、コーデックス基準を参考とし加工食品ごとに暫定基準を設けています。
242	5	加工品について、濃縮される例(濃縮ジュース、乾燥果実、乾燥野菜等)についての判断基準はどうなっているのか。	小川 邦彦	14	
243	5	加工食品のなかには抽出、乾燥等の製造工程で残留農薬が濃縮される製品がある。基準値の設定際しては、その特性を考慮され、審議いただきたい。	社団法人 日本植物油協会	176	

244	5	しょうが類は乾燥して用いられる場合もあるが、乾燥物の基準値はどのように考えればよいか？	養命酒製造株式会社	157
245	5	乾燥野菜(フリーズドライ野菜)は濃縮されることになるが、希釈される場合に適用される基準の算出方法に準じて計算した基準値を適用するのか。	宮坂醸造(株)東久留米工場	3
246	5	Codex 基準が設けられているもの以外は、原則として、規格基準に適合した原材料を用いて製造され又は加工された食品の流通は可能としています。「原則」からはずれる場合はどんな場合を想定していますか？一律基準を超えた場合、例えば、ジャム、マーマレード、ジュース、ドライフルーツあるいは水煮、佃煮、つけものなどの加工品について、原材料が規格基準に適合していたか否かの判断はどのようにするのですか？ジュース類で、10%果汁では基準値の 1/10 で判断されることは理解できますが、ミックスジュースの場合やジャムなど濃縮される可能性があるものについての判断は難しいと思います。水分含量などからの判断になるのでしょうか？	永山敏広	77
247	5	輸入加工食品は、輸出国(加工国)でその原材料が今次基準に適合していなくても、最終加工品として基準値以下であれば(あるいは基準がなければ)、わが国で流通できることと考えます。国内で加工するものについてのみ、その原料に遡って厳しい基準を適用すれば、国内の加工業者は原料の調達に過大なハンデを負って食品を製造することになり、国際競争において敗北せざるを得ないこととなります。そこで、加工品で安全性が確保できるものについては、原料の基準値は不用にして頂くようお願いいたします。これが不可能であれば、基準値を世界各国の最低線まで緩和することとバスケット値を用いないことが妥当と考えます。	浜島 守男	109
				No.2 の回答にもあるとおり、従来から原材料について基準設定してきたところであり、加工食品の基準設定に当たっては、使用される原材料、その割合、加工方法等により、残留量が異なることから、コーデックス基準が設定されている加工食品のみを暫定基準の設定対象とし、基本的には原材料で農薬等の残留を管理することとしています。このような方法は、ポジティブリスト制を採用している米国等においても用いられているものと承知しております。
248	5	加工食品を原材料に使用している場合、それらに基準が無ければ農薬の分析を行って結果を得ても判断できないので、一時農産物から最終の加工品に至るまでの全ての食品に対する暫定基準を適用していただきたい。	日清シスコ株式会社	95

249	<p>5 加工食品に対する基準値の設定について</p> <p>〔意見〕メーカーがすべての加工食品の原料について規格基準を掌握することは困難なので、コーデックスで基準を設けているもの以外の加工食品に対しても、基準値を定めてくださることを要望します。</p> <p>〔理由〕(1) 本案の考え方に従うと、農薬管理状況が把握できている原料、すなわち契約栽培している原料のみを使用した加工食品を製造、販売するか、あるいはすべての原料に遡って分析チェックを行う必要があります。しかしながら、1) 契約栽培された原料のみを使用することは現実困難と考えられます。2) 700にも及ぶ物質について原料まで遡ってチェックを実施して使用することはメーカーにとってほとんど不可能です。3) 厚労省案が施行されれば、消費者・流通からメーカーに対して原料の分析データを要求される可能性があります。上記理由によりメーカーとしてすべての項目について説明責任を果たすことは不可能な状況です。</p> <p>(2) 安全性の確保は最終的にヒトが摂取する量を制限することにより達成されると考えられます。従って、原料ではなく加工食品での 基準設定が適切であると考えます。</p> <p>以上の理由から、コーデックスで基準が設けられているもの以外の加工食品に対しても残留基準を定めていただくことを要望します。</p>	味の素株式会社	179	
250	<p>5 欧州での基準は、人が直接摂取する食品での濃度基準で管理されており、その食品を製造するために使用する中間原料は直接食されるときに基準を満たせばよいことになっている。特に海外で低レベル加工された食品を日本に輸入して国内で最終加工を行う場合、最終的な食品においては残留が認められなくても、輸入製品の段階では残留していることも考えられる。一方で、海外で最終加工まで行う場合には、残留が認められずに済むため、国内の加工業者にとって大いに不利になると考えられる。これらを考慮し、農産物の原材料段階での規制ではなく、加工食品については、最終形態でのみ、あるいは最終形態までの全ての段階において、判断、規制するようにして欲しい。(同旨3件)</p>	土屋一行(会社員)・(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン	11・17・18	

251	5	加工品の残留基準について(1)現在、加工食品の残留基準は、冷凍野菜が生鮮物に準じて設定されているだけであるが、食用油、蜂蜜、ジュース、酒類、乾物等の原材料に近い加工品については、原料農作物に使用される農薬等のすべてについて、これに準ずる残留基準を設定すべきである。(2)加熱調理を伴う加工食品について、その過程で、新に生成する農薬等の代謝・分解物で、有害性が判明しているものは、基準を設定すべきである。(たとえば、エチレンチオウレア)	反農薬東京グループ	96
252	5	今次規則において「成分規格に適合するもの以外の食品を原材料として食品の製造又は使用してはならない」と規定している以上、適切な原材料から製造された、または原材料を使用した食品は、本件に関わる安全性が確認されていると見るのが妥当であり、改めてその加工品について基準を設けるのは不必要な重複規制であり、また、関係者にとって過大な負担であります。	浜島 守男	109
253	5	加工食品を消費者が買い求める時、安全性はもちろん、簡便性、嗜好性とともに一定の品質、適切な価格を求めており、第1次案の加工食品の基準適用案において述べられている1)一律基準によるスクリーニング、と2)一律基準を超えた場合は原材料として用いた農畜水産物毎に設定された残留基準をもとにその加工食品の最終的な安全を判断する、の2点は現実的かつ科学的妥当性に即した規制と十分なりえと考えます。しかしながら、「規格基準に適合した原材料を用いて製造又は加工された食品は、流通を可能とする」という原則条件に基づいて栽培段階からの農薬の使用管理を追及すると、高度加工品になればなるほど当然コストにはねかえることにならないでしょうか。また、加工食品の検査は、加工方法により分析手法を変える必要があり、統一的な検査が困難なのではないかと懸念されます。	Japan Food Information Center (JFIC)	137
254	5	加工食品については、これまでの審議会等の資料で、原材料からの単純な算術計算に基づく考え方が示されているが、加工工程によっては、そのような単純な考えではいかならない場合もあると考えられる。個々の加工食品について、別途な考え方や実態があれば、それについても考慮の対象として頂きたい。	社団法人全国清涼飲料工業会	182

255	5	加工食品の残留基準値の考え方の原則は、今年1月に発表された Q&A の一律基準(個別に残留基準値があるものはそちらで判断) 原材料の残留基準値で概ね理解できる。ただし、具体例は6月に示されたりんご りんご果汁、小麦 うどんの2例のみと少ないので、もう少し具体例を示して考え方を説明していただけると理解が深まると考える。	日本製粉株式会社	212	
256	5	原材料で検出限界以下でも、乾燥食品や濃縮加工品では、検出される可能性が出てくるが、対応はどうか。(同旨2件)	マルハ株式会社 (社)日本冷凍食品協会	26・27	
257	5	数種類の原材料を用いた場合、検出された物質が、どの原材料由来であるかを特定し、検証することは実質的に困難である。また、種々の原材料が混ざることにより不確定要素が重なり、検出限界値が大きくなるのが考えられ、現状のように、10ppb レベルでの残留違反でも回収が命令されるような状況では、混乱が起こると考えられる。従って、複合原材料からなる製品の残留基準は、危害の可能性が明確である場合を除き、原則的に対象範囲外とし、従来通り原材料が規格基準に適合していることを基準とすべき、と考える。(同旨2件)	マルハ株式会社 (社)日本冷凍食品協会	26・27	
258	5	コーヒーの基準値は生豆(なまめ)の段階で規制値を設けるのではなく、焙煎された状態で規制値を定めてほしい。	全日本コーヒー協会	8	
259	5	2003年9月のJMPRでは加工食品については、原料よりも濃縮されるときにのみ設定する方針で合意したと聞いている。したがって小麦粉の0.5ppmと綿実油の0.05ppmは原料よりも低く今後削除されると考えられる。このことを考慮しこれらの値を採用する必要はないと考える。	日本モンサント株式会社	111	コーデックス基準については、暫定基準案策定当時の平成16年(2004年)7月現在のものを基に設定しています。 また、暫定基準については、説明文書の5にもあるとおり、5年程度ごとに参考とした基準の変更に伴う見直しを行う予定としています。

260	5	暫定基準では、クロロピリホスメチル、ピリミホスメチル、フェニトロチオンの3品目についてのみ、パンの基準が設定されているが、これ以外で小麦粉に設定されている13品目の農薬のいずれかがパンに検出された場合、その取扱が明確になっていない。このようなケースでは、原料、即ち、小麦粉における基準値に基づいて取り扱われると、伺っているが、その通りであれば、パンではなく、すべて小麦粉の基準値だけで十分に安全性を評価できるものと考えられる。ましてや、高度な加工を有するパンに基準値を設定して、高コストな分析を要求することは、合理的ではないと考えられる。	社団法人日本パン工業会	191	コーデックスのパンにおける基準値については、今後削除が検討されていることから、基準値を設定しないこととします。
261	5	トウモロコシを原料として海外で生産された加工食品及び畜産物等と原料トウモロコシとの整合性を保った基準値を設定していただくよう要望する。参考文献:とうもろこしの保存及びコーンスターチ製造による収穫後使用農薬の減衰	飼料輸出入協議会	207	小麦と小麦粉における農薬等の量の推移は、当該農薬の分布等によって一律ではないと考えています。小麦粉及びパンについては、コーデックス基準を参考に設定したのですが、パンの基準値は削除が検討されていることから、基準を設定しないこととします。また、トウモロコシについても小麦と同様に考えています。
262	5	小麦と小麦粉の基準値の関係について、品目毎の減衰率は0~96%と開きがあるので、その設定根拠を説明願いたい。また、パン、小麦ふすまの場合に於いても減衰率に差が見られるので、同様にその設定根拠を説明願いたい。	製粉協会	208	なお、「加工品中の農薬等の残留基準一覧」は規則案の第5項に対応するものですが、加工食品については規則案の第1項、第2項、第6項及び第7項も適用になります。
263	5	加工食品と原料農産物の基準値の関連性が不明ではないか。特に、クロルトコートでは、小麦5、ライ麦5、なたね5に対し、小麦粉2、ライ麦粉3、なたね油0.1(いずれもppm)となっている。これらの整合性はどうか。(同旨5件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・95	
264	5	加工食品は、「加工品中の農薬等の残留基準一覧」に示されているが、これらの製品については、基準が示された農薬を検査することで問題がないことを確認すると考えてよいか。	日本紅茶協会	214	
265	5	健康茶、混合茶の原料には、穀物、野草等が使用されている。残留農薬基準の決められていない原料を使った加工食品はどのように考えたら良いか。	日本紅茶協会	214	ポジティブリスト制は、加工食品を含めすべての食品を対象としたものです。従って、残留基準の決められていない原料については、一律基準の対象となります。

266	5	残留農薬規定は、そのほとんどが各農畜産物のみ適用されており、その他の加工食品、一時加工食品や加工原材料、原材料および植物エキス等には、その範囲が及んでいない。たとえば、栄養補助食品等の最終製品および原材料は、生薬や植物成分を濃縮したものが数多く有り、その残留農薬基準を設ける必要がある。このような生薬及びエキス等は、欧州では一部医薬品として流通しているものもあり、ヨーロッパ局方 4 局 (European Pharmacopoeia 4th Edition) を基に基準が設定されているので、これを参考に検討してはどうか。	インデナジャパン株式会社	6	先にも述べたように、今回参考とした国又は地域は、農薬等の国際基準の評価を行っている J M P R、J E C F A と同等の科学的なデータに基づいて評価を行い、基準を設定しており、これらのデータについて提供可能であると申し出があったことから、これらの国又は地域の基準を参考としています。 なお、医薬品分野の公定書であるヨーロッパ薬局方を食品分野に直ちに採用することは必ずしも適当ではないと考えます。
267	5	単一の原材料から製造された加工食品については、原材料の残留基準を参考に水分含量などから算定される基準設定も可能と考えるが、その際の“加工とみなす” / “加工でない” の定義を明確にしてほしい。また、対象製品の原材料における残留が検出限界以下で、問題がない場合でも、乾燥食品(フリーズドライ食品など) や濃縮抽出する加工品(エキス加工品など) では残留物質が濃縮され、検出される可能性が出てくるので、何をもちて加工とみなすかという判断基準を明確にしてほしい。(同旨 2 件)	マルハ株式会社 (社) 日本冷凍食品協会	26・27	今回のいわゆるポジティブリスト制は、個別の基準値が設定されている場合(加工食品を含む) を除き、一律基準を超えて検出してはならないこととされています。一律基準を超える農薬等が検出された場合、当該食品の適否は使用された原材料が基準を満たしているかどうかにより、判断することとしています。従って、“加工とみなす” 又は“加工でない” によって判断されるものではなく、基準値表の食品分類にある食品に遡って判断されます。また、規則案の第 1 項及び第 2 項については、例えば濃縮された物や乾燥品であっても、そのもの自体に適用されます。
268	5	抗生物質・合成抗菌剤については、「食品・添加物等の規格基準」中の「食品一般の成分規格」で「抗生物質・抗菌性物質を含んではならない」となっているが、例外項目として基準に適合する原材料を用いたものはこの限りではないとの記載がある。これを、原材料では検出限界以下の残留であれば、基準に適合しているので、それらの原材料を用いた濃縮加工品では検出されても問題はないと理解できるのか、否か。	(社) 日本冷凍食品協会	27	
269	5	製パン業者がパン中の残留農薬をコントロールすることは、全く不可能である。残留農薬をコントロールできる段階で、基準値が設定されるべきであり、暫定基準の設定は小麦と小麦粉の段階とすべきである。ちなみに、パン中の残留基準についてはコーデックスと米国において定められているがその他のカナダ、オーストラリア、EU ではその定めがない。	社団法人日本パン工業会	191	暫定基準の設定に当たって、加工食品については、コーデックスにおいて基準が設定されているものを対象に基準値を設定することとしています。ただし、コーデックスのパンにおける基準値については、今後削除が検討されていることから、基準値を設定しないこととします。 なお、製パン業者を含む食品関連業者にあつては、食品安全基本法(平成 15 年法律第 4 8 号) にも明記されているとおり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識し、必要な措置を講ずる責務を有しています。

270	5	基準値が適用される加工食品の定義「食品分類」を明確にする必要がある。(同旨2件)	製粉協会・日本製粉株式会社	208 212	食品分類の定義については明確化を図りたいと考えております。
271	5	加工食品の対象食品として提示されたものは Codex 基準のあるものが示されたと理解しているが、「全粒パン」、「全粒粉」等の個々の加工食品の定義について明確にしておく必要があるのではないか。(同旨2件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209 210	
272	6	現状で、貿易障壁となりそうなものを別紙に列挙した。しかし、暫定基準案があまりにも膨大であるので、全てを見切れていない。今後、適宜提案していく予定である。[原文英語]/(注)別紙は膨大だが、例を挙げると次の通り。(2,4_D; Apples,pearsandquince,beans(dry),peas,lentils,citrusfruits,corn,milk)以下略	米国大使館		79 参考国の基準については、暫定基準案作成時点における米国 EPA 及び FDA のホームページから入手した情報に基づき整理したところであるが、当方の誤りがあれば個別具体的に指摘されたい。
273	6	摂取量の多い畜産物には、オキシテトラサイクリン・クロルテトラサイクリン・テトラサイクリンの和として 0.2ppm という基準値がありながら、どうしてエビにはクロルテトラサイクリン・テトラサイクリンの基準値がないのか。食品間の整合性がないのでは。検疫所においても、上記2抗生物質については、検出限界ぎりぎりの 0.02ppm でも輸入禁止にしようとしている。いち早く、上記抗生物質の基準値設定をお願いすると同時に、現在行われている検疫検査に対しても、検出限界ぎりぎりでも輸入禁止をしている対応をやめていただきたい。	加瀬 昭夫		78 魚介類のオキシテトラサイクリンの残留基準は現行基準であり、説明文書の留意事項の1に記載のとおり、現行基準については改正の対象とはしていないことから、暫定基準によりクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの合計値に変更することは困難です。また、従前から、個別の残留基準が設定されていない抗生物質については、「含有してはならない」と規定されており、魚介類のクロルテトラサイクリン、テトラサイクリンについてはこの規定が適用になります。 なお、JECFAでは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンの単独または和として、30 µg/kgbw/day というADIが設定されていますが、コーデックス基準は魚介類についてオキシテトラサイクリンのみの基準値となっています。 現行基準の変更等の要望がある場合には、平成16年2月5日付け食安発第0205001号食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき要請してください。
274	7(1)	現行基準について、過去の経緯から国際基準等とのハーモナイゼーションが不十分な点も散見されるのも事実である。従って今回のポジティブリスト制の導入に際しては、これらの点についても国内外からの意見を求め、既存の基準が抱える矛盾についても積極的に是正を図るべきである。	株式会社ニチレイ		89 いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 暫定基準は、SPS 協定の遵守等必要な手続きを踏んで設定されるものであると考えています。従って、現行基準を見直すのであれば暫定基準のような方法によるのではなく、リス

275	7(1) 現行の残留基準値の取り扱いについて 残留基準値設定済の作物であっても、必要に応じ暫定基準値の設定を望む。理由：諸外国からの輸入が想定される作物であって、現行の残留基準値設定後に諸外国での基準値が設定あるいは変更になったものは、当該基準値が反映されていない場合があるため。	シンジェンタジャバ ン株式会社	156	ク評価等の手続きを踏む必要があると考えます。このため、国外で使用される農薬等について、新たな基準値設定あるいはわが国の基準値の変更(暫定基準を含む)等の要請制度を設けましたので、必要な書類を添えて要請して下さい。
276	7(1) 現行基準値については、改正の対象外となっているが、その値が CODEX、米国、カナダ、豪州、EU 等の基準値に比べて明らかに低く、且つ、使用実態があるものは(小麦、ライ麦に関しては、ジクロールポス、ピリミホスメチル等)、ハーモナイゼーションの見地から再度見直し CODEX 基準に準拠する改定を願いたい。	製粉協会	208	
277	7(1) すでに決められた基準(現行基準)についても、暫定規格として設定された基準と併せて、摂取量に基づく毒性評価にそって見直しをお願いしたい。その上で、国内で登録保留基準がないもので、Codex 基準或いは参照諸外国の基準との乖離のあるものについて残留基準のハーモナイゼーションを諮っていただきたい。別紙参照(同旨2件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209 210	
278	7(1) 本来は農薬であるが、日本では食品添加物と規定されている物質(例えば、ポストハーベスト処理に用いられる OPP 等)は、コーデックスの設定基準においても農薬としての扱いで規定されている。このような物質は、改めて農薬として分類し直し、今回の暫定基準にも含めるべきである。また、今回の暫定基準策定作業とは別に、防かび剤などのポストハーベスト処理を含む食品添加物について、考え方の見直しを行うことが必要である。	日本生活協同組合連合会	189	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 OPP 等については、食品衛生法の規定から御指摘のような取扱いとなっており、その規定は平成 15 年 5 月の法改正においても改正されておりません。なお、OPP 等については、暫定基準として設定することとします。

2797(1)	<p>現行基準を改正の対象としないと決めるのは、反対である。フェニトロチオンは、現行基準の根拠としているADIが間違っているのも、まずADI設定からやりなおすべきである。またイマザリルのように、添加物である部分と残留農薬である部分が不分明であるものもある。1992年に設定された残留基準には、ポストハーベスト使用を前提とした緩やかな基準値(たとえば小麦に対するフェニトロチオンの10ppmやばれいしょに対するクロルプロファムの50ppmなど)があるが、その結果、現行基準だけでADIの90%を超える(フェニトロチオン・マラチオン)ものもある。これらを現時点で見直おさないと、現行基準のない食品へのADI配分ができないことになる。さらに環境省が環境ホルモンの疑いがあるとするリストに掲載している物質、優先的に取り組むことを決めている物質で、現行基準の存在するものもあることなどを考慮すると、この際、現行基準の見直しが当然必要になってくるはずである。</p>	神山美智子	158 <p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>フェニトロチオンについては、No.9の回答のとおり、実際の摂取量は数回にわたり調査していますが、ADIの2.9%であるなど国民の健康確保に支障があるとは考えていません。マラチオンについてもフェニトロチオンと同様の状況です。また、その他についてはNo.108及びNo.922の回答を御参照ください。</p>
2807(1)	<p>現行の基準は有効とあるが、現行基準の農薬(229)の中で、暫定基準(647)に入っているものもないもの(53)があるが、このように選択されているものがないものがあり、選択の基準はどのようになっているのか。</p>	三井物産株式会社	136 <p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>現行基準のある農薬等であっても、No.124の回答にそって、基準値が設定されていない食品に暫定基準を設定する必要がある場合には、暫定基準一次案の対象として掲載しています。逆に、現行基準のある農薬等であっても、基準値が設定されていない食品に暫定基準を設定する必要がない場合には、暫定基準一次案の公表の対象とはしていません。</p> <p>なお、現行基準があつて暫定基準を設定する必要がなかった64品目については、厚生労働省ホームページに掲載していますので御参照ください。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/zanryu/dl/031028-1h.pdf</p>
2817(1)	<p>現行の食品衛生法から64項目が削除されている。この64項目は農薬として広く使用されており、削除されると困ります。現行食品衛生法にある229項目は、一律基準を設けるなどして残して欲しい。また、H18年に施行した場合、現行基準が有るので従来使用しており暫定基準に移行して使用が出来なくなる農薬の残りについては、国として回収するか、使用不可を徹底すべきである。</p>	アヲハタ株式会社	108 <p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>暫定基準の設定に当たり、現行基準は変更しないこととしております。従って、御照会の農薬等の基準は引続き有効です。</p>
2827(1)	<p>リスト(略)にある、農薬/動薬のいくつかはオーストラリアにおいて登録されている。暫定基準が施行されたとき、このリストにある農薬の現行のMRLはどのような扱いになるのか。最終暫定基準に組み込まれるのか、それとも、削除されるのか。オーストラリアとしては特に、メチオカルブ、モリネート、プロチオホスについて、関心がある[原文英語]</p>	オーストラリア政府(DAFF)	199 <p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>暫定基準の設定に当たり、現行基準は変更しないこととしております。従って、御照会の農薬等の基準は引続き有効です。</p>

2837(1)	<p>ポストハーベスト農薬について、輸入を円滑にするため、高い数値基準が設けられている農薬があるが、これら残留基準は国産品に準ずる基準にする。一</p> <p>収穫直前又は収穫後に使用する農薬は、残留量が高くなり、摂取量が増大することにつながるため、その使用を認めないよう国際的に取り決めることが求められる。国産米の場合、くん蒸剤臭化メチル由来の臭素の残留量が問題となり、貯蔵米については、低温貯蔵に改められた。小麦等の穀類へのEDBは、発癌性故に使用されなくなっている。神経毒性・環境ホルモン作用のある有機リン剤のポストハーベスト使用を止め代替技術を適用すべきである。</p>	反農薬東京グループ	<p>96 いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>現行基準の中にはポストハーベスト使用も踏まえた基準がありますが、これらについても実際の摂取量はADIを大幅に下回っており、国民の健康確保に支障があるとは考えていません。</p> <p>なお、農薬等の使用については食品衛生法の所掌を超えるものと考えます。</p>
2847(2)	<p>一律基準値を超えるものについては全て規制の対象となるとしているが、これは貿易障壁となることが考えられるので、この案が最終確定する前に、ポリシーを明示すべきである。[原文英語]</p>	米国大使館	<p>79 いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>農薬等については、環境経由等による非意図的な残留が想定されることなどを踏まえ、ポジティブリスト制の施行に当たり、諸外国の事例も参考に、「人の健康を損なうおそれのない量」として基準値が設定されていない場合に適用する一定の値(一律基準)等を定めることとしたところです。</p>
2857(2)	<p>一律基準のレベルは、分析の検出感度と食品種類の違いによる分析の検出感度への影響など、どのような科学的な根拠に基づいて設定されるのか。また、1ppmとの話も聞かれるが、個々の食品の特性によって数10ppmのものもあり、異常に低い基準を定めることは実態を踏まえていないことになるので、考え方を示して欲しい。問題がないものまで、違法とならないような配慮をお願いしたい。</p>	三井物産株式会社	<p>136</p> <p>残留農薬の規制としてポジティブリスト制を導入している国、例えばニュージーランドでは0.1ppm、ドイツでは0.01ppm、米国では明文化されていないが、運用上、農薬によって0.01ppm～0.1ppmの範囲を目安に規制が行われていると承知しています。また、EUは0.01ppmで規制するという案を示しています。</p>
2867(2)	<p>一律基準値を適用するという考え方については示されているが、基準の設定値自体については、厚生労働省の考え方は示されていない。従って、一律基準値の設定においては、国民の健康保護の観点から、分析による検証が可能な限り、0.01ppmとすべきであり、必要に応じて、試験方法の開発を促すべきであると考え。併せて試験方法の開発促進を怠ることなく実施するよう要望する。</p>	日本生活協同組合連合会	<p>189</p> <p>今後、食品安全委員会での審議を踏まえ、薬事・食品衛生審議会において検討することとしています。</p> <p>なお、一律基準については、その考え方等につき、平成16年5月26日に開催された薬事食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において素案を新たに示したので御参照ください。</p>

287	7(2)	個別の基準が設定されなかったもの全てに対し、一律基準を適用することには実体上無理がある。行きすぎた規制は食糧を安定的に必要量確保するという観点からは望ましいことではない。本来残留基準は、化学物質の安全評価に基づき、個別に科学的に設定されるべきものであり、安全性とは別の次元で一律に厳しい基準が設定されることは科学的合理性を欠いている。また、科学的根拠のない基準の設定は、食の信頼回復には結びつかないものとする。	株式会社ニチレイ	89
288	7(2)	暫定基準としての一律基準は、物質ごとに設定してほしい。	ベーリンガーインゲルハイムシオノギベトメディカ株式会社	90
289	7(2)	一律基準値の設定について、各国の食習慣の違いによる摂取量の差異、輸入依存率や物流の確保も十分に考慮すると、全ての商品に一律に適用されるべきではなく、商品(作物)毎に設定すべきである。	輸料輸出入協議会	207
290	7(2)	どうしても一律基準値を設定する場合には、他の動物、他の臓器などで参考となる値があればそれに準じ、その他は、その食する機会および量の過剰により、多いもの 50ppb、少ないもしくはまれなもの 100ppb など、段階的とするべきである。	武田シェリングブ ラウアニマルヘル ス株式会社	97

2917(2)	<p>一律基準値には基本的に合意するが、いたずらに一律基準値を小さな数値とすることなく、又安全性評価が行われているか否かに応じて、柔軟な対応を取るよう要望する。更に、既にポジティブリスト制を導入している諸外国の諸外国の状況も十分加味していただきたい。</p> <p>また、日本の食糧供給は外国からの輸入に依存が高く、CODEX、登録保留基準、EU 等5カ国の基準値のみを考慮するならば、他国からの食品輸入に大きな障害となることが想定される。</p> <p>(提案) 1. 安全性が評価・確認されている農薬について、残留基準値(暫定基準値を含む)を定めない食品(群)については、0.1ppm を一律基準値とする。</p> <p>・諸外国においても、Default 値として多くの国が0.1ppm を採用している。</p> <p>・膨大な数の農薬の残留量をモニタリングする上でも、分析技術上妥当である。これらの農薬については、安全性が確認されていることから、又個々の食品の摂取量から判断しても、もし 0.1ppm まで残留していたとしてもその危険性は無視できる。</p> <p>2. 一方、日本を含め、安全性に関する評価が行われていない農薬(日本における残留基準値のリストにない農薬)については、0.01ppm を一律基準値とする。</p>	農薬工業会	121
2927(2)	<p>一律基準を明確にしていいただきたい。この基準値を検出限界値に近いような値にすると測定誤差などで問題が起こることも予想されるので、考慮するようお願いしたい。</p>	キッコーマン株式会社	164
2937(2)	<p>一律基準の設定について、明確な定義や考え方を明らかにして下さい。現在の第1次案との比較、整合性も必要となるので、今後第2次案の発表と併せて、一律基準値案の公開スケジュールを明らかにするとともに、その際もパブリックコメント募集の実施を望みます。</p>	Japan Food Information Center (JFIC)	137
2947(2)	<p>ここでいう「基準が設定されていない農薬等が一定量以上」の「一定量」とは具体的にどの程度のことでしょうか</p>	国産生薬株式会社	193
2957(2)	<p>「一律基準値」の定義を明確に定めることを要望します。</p>	水野浩夫	195

296	7(2)	一律基準値の定義を明らかにしていただきたい。一律基準が設定された後、再度パブリックコメントを求めていただきたい。	(財)食品産業センター	196
297	7(2)	MRL が設定されていない場合は、日本は、MRL を設定しないとしているのか。この場合、一律基準となるのか。一律基準とは？ オーストラリアとしては、一律基準は minimum detection limit(MDL)、もしくは、一律基準値を、総ての化合物について、分析における検出限界以上残留してはならないことを要求していると考え。新たな分析法の発達につれて、将来より低い検出限界が設定される可能性があるということは、MDL として不検出が設定されているすべての化合物の貿易を危うくするという意味で重要である。[原文英語]	オーストラリア政府 (DAFF)	199
298	7(2)	一律基準値の値を教えて欲しい[原文英語]	Canola Council of Canada	190
299	7(2)	カナダの Pest Management Regulatory では、MRL の設定されていない農薬については、0.1ppm の一律基準値を設定している。Canadian Pest Management Regulatory Agency は一律基準値をやめ、個々の農薬に MRL を設定することを提案しているが、完全に実施されるには、数年掛かると思われる。これらの MRL が設定されるまで、カナダにおいて、0.1ppm が使用されるのであれば、我々は、これらの同じ農薬に日本の暫定基準値として 0.1ppm を設定することを要求する。[原文英語]	Canola Council of Canada	190

3007(2)	<p>不検出の適応される化合物と単に基準値の設定のない化合物との区別と、一律基準値適用の是非について</p> <p>すべての化学物質において、何らかの有害作用をおこさない残留量はまちまちです。そのため、一定の分析限界値を持って基準値とすることは、科学的な根拠がありません。分析限界値以上に基準値を設定するには、当該化合物の安全性情報が必要となります。しかし反対に、ADI に基づく分析限界値以上の MRL の設定が出来ない場合で、かつ、分析法でそれ以上の分析が出来ない場合に限り、分析限界値をもって基準値とすることができると考えます。反対に、比較的残留量が少ない化合物においては、例えば EU などでは、MRL の設定自身に意味がないとして MRL を設定しないで、一定の分析限界値でのバリデートされた標準分析法(必ずしも、現行で最大限可能な分析限界値ではありません)での不検出を持って、総残留が ADI を下回る残留であることを担保しています。現在の科学水準における最も低い分析限界値は、ADI が分析限界値以下の物質のみに適応すべきで、その分析限界値や当該化合物の MRL の見直しは技術の進歩に応じて5年に一度程度見直ししていくというのが妥当な方法と考えます。</p>	日本イーライリリー株式会社	216
3017(2)	<p>一律基準値の定義が明確でないので、明確にして欲しい。(同旨2件)</p>	武村百合子・水野浩夫	38・195
3027(2)	<p>今後検討公開される予定の一律基準対象の様々な化学物質では、当然ながら物質により ADI や検出限界が異なることが予想される。その場合、レベルに設定された一つの一律基準で対応ができるのか。(同旨2件)</p>	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209・210
3037(2)	<p>暫定基準が示されている個々の化合物は、食品種類によって分析の検出感度に違いがあるため、一律基準のレベルは、これらを考慮して設定されるべきと考える。また、1ppm との話も聞かれるが、化合物又は食品によって検出感度が 1ppm 以上となる可能性があり、検出感度より低い基準を定めることは実態を踏まえていないことになるので、実際には残留していないものまで、違法とならないような配慮をお願いしたい。</p>	日本紅茶協会	214

304	7(2)	紅茶の現行の残留基準は 0.05ppm から 50ppm と幅があるなど、個々の農作物によって同様の差が認められる。紅茶のように水抽出物を摂取するものや果物のようにそのものを摂取するものがあり、摂取の実態を考慮して、農作物ごとに一律基準を決めることを希望する。	日本紅茶協会	214	
305	7(2)	一律基準値の案は、0.1ppm か 0.01ppm と聞いているが、緩い方の 0.1ppm にして欲しい。	(社) 日本冷凍食品協会	27	
306	7(2)	一律基準値より検出限界値が高い場合、検出限界値に設定が見直されるとのことだが、一律基準値より検出限界値が低い場合はどうなるのか。	(社) 日本冷凍食品協会	27	
307	7(2)	一律基準値は、早急に決定し、公表して欲しい。(同旨 2 件)	マルハ株式会社 (社) 日本冷凍食品協会	26・27	
308	7(2)	出来るだけ早い時期に「厚生労働大臣が指定する物質: ポジティブリスト制の対象外」の物質リストを公表していただきたい。	日本水産株式会社	155	<p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>ポジティブリスト制の対象外とする農薬は、農薬取締法との連携の観点から農薬取締法における特定農薬の範囲と考えています。今後、食品安全委員会での審議を踏まえ、薬事・食品衛生審議会で検討することとなります。</p> <p>また、その考え方等につき平成 16 年 6 月 29 日に開催された薬事食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会において素案をまとめましたので、御参照下さい。</p> <p>再度ご意見がある場合には、当該国において基準設定が不要とされた背景、ADI、残留性等を説明した米国 Federal Register のような、外国政府の公式文書の写し等によりご説明下さい。</p> <p>なお、毒性に関する資料等の提出が可能であれば、リスク評価を行う用意がありますので、平成 16 年 2 月 5 日付け食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき要請してください。</p>
309	7(2)	本制度において、何をもち「残留してはならない」とするのか。一律基準値以下ならば「残留はない」と考えるのか。	(社) 日本冷凍食品協会	27	<p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>説明文書において、「残留してはならない」とは規定していないと考えます。</p>

3107(2)	高感度分析において、人の健康を損なうおそれがないと思われる量のポジティブリスト以外の農薬が検出された場合、どのような判断をしたらいいか明記して欲しい。(例：ほうれん草よりポジティブリスト以外の農薬が0.00001ppm 検出された場合)	宮下 隆	47	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 食品衛生法第11条第3項の規定に基づき、基準が設定されたものを除き、人の健康を損なうおそれのない量として定める量(一律基準)を超えて残留する食品の流通等が禁止されます。
3117(3)	ポジティブリスト制導入の効果を上げるためには、地方衛生研究所の検査体制を充実させる必要がある。そこで、以下の3点を要望する。 GC / MS、LC / MSの分析機器購入の際の補助制度の創設、一斉分析法に適った混合標準品の斡旋、高度な分析技術習得のための分析実務研修の実施。	姫路市環境衛生研究所	20	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 分析法の研修等はこれまでも国立医薬品食品衛生研究所等において実施されてきたところと承知していますが、今後とも必要に応じて検討したいと考えます。
3127(3)	定期的な試験検査では、GC/MS や LC/MS を用いた一斉分析が主流となるので、機器整備のための補助金制度やリース制度等について検討して欲しい。	北九州市環境科学研究所	34	また、機器整備のための補助金制度等については、要望として承ります。
3137(3)	百数十種類の農薬の一斉分析となると、高度な技術を必要とするので、定期的な技術研修会を開催して欲しい。	北九州市環境科学研究所	34	
3147(3)	分析方法について 1. 一般分析方法のみならず一斉分析方法の開発、提示を積極的に行っていただきたい。開示から、施行までに民間が検査に対応できるような十分な時間を考慮いただきたい。2. 標準品となる化合物が何処で入手できるか明示いただきたい。 3. 一つの農薬について一つの分析方法しかない場合は、加工食品についてはその分析方法のみでは 対応できないことも多い。分析方法については、十分検証の上、それと同等以上の精度を有する分析方法についても認めることをお願いしたい。更に、例えば爆発性のある化合物を使用することが無いような使いやすい方法を推奨していただきたい。	キョーマン株式会社	164	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 試験法については、国立医薬品食品衛生研究所を中心に開発しているところですが、一斉分析法をできるだけ採用するとともに、高感度かつ実用可能な方法にしたいと考えます。 また、標準品については試験法の開発と併せて整備することとしています。これらの試験法については、まとまったものから公表するとともに、遅くとも告示日(施行は6ヵ月後)には全体を示したいと考えています。
3157(3)	基準に関わる全物質(代謝産物を含めた)標準品を早急に整備して欲しい。	宮下 隆	43	

3167(3)	<p>民間での自主検査においては「試薬標準品の入手」が大きな問題となることを、行政機関の方々に認識、理解していただきたい。</p> <p>対象となる農薬が試薬メーカーから供給されていない場合、民間の試験所が農薬メーカーや輸入元に連絡をとり、サンプルの供給を要請すると、「国の作っている団体に無償で供給が義務付けられており、そちらに供出しております。」と言われ、多くの場合、農薬サンプルが提供されない。そこで、その「国の作っている団体」に電話をすると、「公立の研究機関または半官半民の試験所にしかお出しません。」と言われて、結局入手できないことになる。厚生省の通知や「食品衛生研究」に分析法が開示されても、サンプル(標準品)の入手法に関しては全く記載の無いことが多い(論文ではもっての外だが、行政の通知等の文書では散見される)。</p> <p>以上のような状況では、民間の試験所では、行政から分析法が開示されても自主検査を実施するどころか、それを追試することも出来ないことが多く起こる。こうした実態があることをご承知いただきたい。企業による自主管理を促すというのであれば、少なくとも検査標準品の入手において、民間の試験所が公立の研究機関または半官半民の試験所と同様に扱われるようにしていただきたい。例えば生体毒素のように「分析用に使用する」という文書を出せば「国の作っている団体」から標準品の提供(販売)を受けられるように「国の作っている団体」のルールを変更させる(そもそも現行のルールが何故存在するのか不明である)。国が分析法を開示する際には標準品の入手方法も記載する。試薬メーカーに偏りが出るのが恐れるのであれば、販売業者を数社例示する。</p>	雪印乳業株式会社	124
3177(3)	<p>安価な費用で、効率的な検査法の開発が必須であり、それらが整備されなければ、ポジティブリスト制導入の効果は期待できず、食品業界としても対応は不可能である。</p>	(社)日本乳業協会	219

3187(3)	ポジティブリストに示された全ての農薬を分析して評価することは、数量的に多く日常的な管理では現実的に対応が難しいと思われる。基本的に当該農産物の栽培地域で使用されている化合物の残留量を検査することで対処することを希望する。	日本紅茶協会	214
3197(3)	試験法により検出数値が異なることも予想されるため、統一的な試験法を早急に(施行前に)確定して欲しい。	日清シスコ株式会社	95
3207(3)	分析方法が異なれば、分析結果も異なります。残留農薬基準を設定するのであれば、試料の前処理方法も含め、詳細な分析方法も同時に公開し、どういふ方法で分析したときの値かを示していただくことを要望します。	堀池俊介	128
3217(3)	分析方法により、検出数値が異なることも予想されることから、ポジティブリストの作成の際には、十分なバリデーションのうえ、統一的な分析方法を早急に確立していただくとともに、その分析方法の考え方を示していただきたい。	(財)食品産業センター	196
3227(3)	告示法として出される分析方法は、従来バリデーションの確認をなされた後に通知されるとお伺いしているが、今後検討される分析方法についても同様の扱いがされるのか。試験所間の誤差は、どの程度を許容範囲と想定されているのか。	(株)日清製粉グループ本社	210

323	7(3)	<p>基準を定める際には、当該品が基準値に適合することを確認するための評価法が適切でなければならないと考えます。ここでいう適切な評価法とは：試験法として、特定の機関や施設のみが活用できるものではなく、広く対象品の利用者(原料生産者、原料輸入者、食品加工者、食品販売者等)が活用できる方法であること。試験法として、簡便迅速で精度が高く、測定者による誤差が少ないこと。試験に関わるの費用(設備機器およびランニングコスト)が適切で、安全安心を確保するために、過大な経済的負担を掛ることなく十分な検査(分析)が行えること。新しい試験法に習熟するため、基準値が施行される前に十分な時間的余裕を持って試験法が開示されること。別表1に記載された「食品中において不検出とする農薬等」については、不検出の限界値を明確に定め、特殊なあるいは新規な試験法をもって検出されるという事態(検出されたことに伴う違反)が発生しないようにすること。以上の観点で、試験法についてご検討頂くようお願いいたします。</p>	評 浜島 守男	109
324	7(3)	<p>分析方法の統一的な方法が早急に発表されるよう望みます。一斉分析法によってコスト面、環境面(有機溶媒等の使用削減による)も改善でき、検体数も増えるのであれば消費者の立場からも歓迎できます。一斉分析結果をどのように取り扱うのか、場合によっては個別の分析法で確認するのか、そうした目安も開示し、検査機関によって異なる結果がでることがないよう、統一的分析方法をさらに広めて下さい。</p> <p>また、一律基準の分析方法についても物質によっては検出限界である物質もある恐れもあることから、一律基準値の設定方法についてはより科学的で現実に即した方向での検討を行うことを求めます。</p>	Japan Food Information Center	137
325	7(3)	<p>今後、分析技術の進歩が見込まれるので、分析方法や検出限界の変化(違</p> <p>い)による混乱が生じないように整理しておくべきである。</p>	違製粉協会	208
326	7(3)	<p>GC / MS、LC / MS等を用いた一斉分析法も公定法として明記してほしい。</p>	株式会社加ト吉	13

327	7(3)	GC / MS、LC / MS等を用いた一斉分析法も、公定法として明記して欲しい。(同旨2件)	株式会社加ト吉 (社)日本冷凍食品協会	13・27
328	7(3)	試験法が設定されれば自ずと決まるかもしれませんが、例えばクロルデンでは、Codex 基準は cis、trans_クロルデンの和で設定されていますが、動物性のもは cis、trans_クロルデンの他オキシクロルデンも含めた総和とされています。今回の暫定基準における試験対象成分のリストは示されますか？	永山敏広	77
329	7(3)	分析を行うには、標準となる物質が必要になります。何を標準物質として分析するのかを明確にすることを要望します。	堀池俊介	128
330	7(3)	分析対象化合物や分析方法について、暫定基準値(案)では明らかにされていませんが、これらは残留モニタリングを行う上で重要な部分になると思われれます。諸外国では、分析対象化合物や分析方法について、核物質の製造企業が各種の試験データに基づいて原案を作成し、それに基づいて、当局がバリデートして決定されると理解しています。今般の暫定基準案にかかる分析対象化合物や分析法につきましても、製造企業側からの要望も取り入れてご検討いただきたくお願い申し上げます。また、新薬申請時には、通常、製造企業が開発した分析方法が使われるのですが、暫定基準値とそれに伴う分析法設定後も、企業が提出した分析方法を受け入れ、また、変更するなどの選択肢の可能性について考慮をお願いいたします。	畜水産品残留安 全協議会	201
331	7(3)	自主的な管理のために行う検査に必要な試薬標準品の供給体制を整備されたいこと	(社)日本乳業協会	219
332	7(3)	検査方法に関して、必要サンプル量、測定部位の設定が必要である。これらは全ての項目に設定されるのか。	(社)日本冷凍食品協会	27
333	7(3)	ごく少数のサンプルでの分析結果だけで判断することがないよう、十分な科学的根拠を持つサンプリング方法を規定することを要望します。	堀池俊介	128

3347(3)	分析方法の検討については、一部農薬・動物用医薬品については一斉分析法が検討されるとの話も伺っているが、その場合、すでに告示(環食化、環乳、衛食、衛化等)によって分析法が通知されている物質も、この一斉分析法で検出されることがあると考えられるが、その場合の分析結果は、いずれが優先されることになるのか。(同旨2件)	日清製粉株式会社 社、(株)日清製粉グループ本社	209 210	
3357(3)	検査機関の性能とキャパシティーの問題。全てのアイテムを検査できるようにするためには、検査体制を拡張し、検査施設は全ての分析法に適用できなければならない。それには、さらなる施設スペース、装置、スタッフが必要となる。それには、初期投資が必要とされる。民間や外国の検査機関はlong_term commitmentを要求するだろう。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153	
3367(3)	検査費用。毒性物質のトレース分析は非常に高価であり、検査アイテム数が増加すると、コストが非常にかかる。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153	
3377(3)	残留農薬等の分析方法について、現在国立医薬品食品衛生研究所を中心として効率的な方法の開発を行っているところだが、一斉分析法だけでは対応できない、個別法を必要とする農薬等がかなり出てくるのではないかとと思われる。例えば、400種類以上規制されている農薬のうち、200種類しか測定できなかったら、消費者は満足するのか。かといって、全てを測定するのは大変なので、その対処方法について示唆をして欲しい。	北九州市環境科学研究所	34	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 現在、国立医薬品食品衛生研究所を中心に一斉分析法を含めた分析法の検討を行っているところです。 基準値が設定されている農薬等について、全てを一度に検査することは、現在においても困難であると考えます。地方公共団体における監視等に当たっては、農薬等の使用実態
3387(3)	約400種類の農薬について、個別分析法だと期間と経費が膨大になるので、一斉分析法を公定法として定めて欲しい。	和光堂株式会社	51	等から適切に優先順位を定め実施することが必要であると考えます。 また、販売業者にとっては、食品の安全確保の一義的責任を有することに鑑み、原材料へ

3397(3)	<p>自主管理を推進する上から、状況により事業者が自ら、又は外部に委託し残留農薬を分析する必要がある。然しながら、現状では分析装置は高価で、分物油協会析に時間がかかり、且つ、熟達した技量が必要である。そのため、残留農薬を簡便、迅速に分析出来る手法の開発が急務である。施行に先立ち、一斉分析等の分析法を公開いただきたい。また、今後、検査対象食品、並びに分析対象項目の増加が予想されることから、公的分析機関を整備し、迅速に分析できる体制を構築していただきたい。加工食品については多種の原料成分が混在することから、分析に困難なことが予想されるので、加工食品の分析法もご検討いただきたい。</p>	社団法人 日本植物油協会	176	<p>の農薬等の使用情報の収集、原材料供給先との契約、必要な試験検査の実施などにより、その責務を果たされることを望みます。</p>
3407(3)	<p>紅茶について、現行の 70 化合物の検査でも 1 ヶ月の検査期間が必要である。もし、ポジティブリストにある全ての化合物を検査すると約 1 年の検査期間が必要となり、迅速な検査ができないと対応できないと考えられる。公定法として迅速に分析できる方法を採用することを強く希望する。</p>	日本紅茶協会	214	
3417(3)	<p>農薬と動物薬の全ての残留農薬検査は現実的か？ 現行の農薬(不発酵茶 80 項目、発酵茶 70 項目)でも 1 ヶ月の検査期間が必要であり、費用も 100 万円前後が必要となる。ポジティブリスト制導入後、基準設定農薬が一律基準を含め 700 前後となった場合、現実的なコスト・期間で分析することは不可能と思われる。より現実的なチェック体制の構築を可能とするためには、産地で実際に各農作物に使用されている可能性の高い農薬を重点分析対象農薬として指定するなど、基準のある農薬の中でも、ある程度の濃淡をつけるべきである。</p>	三井物産株式会社	136	

3427(3)	<p>今度設定される検査方法は、単一な方法のみを指定するのではなく、各検査方法について求められる検出限界、精度等の確認方法を明確にしたうえで、同等またはそれ以上の精度を有する方法も認める方式とすべきである。また、今回のリストに記載されていない物質(特定農薬等を除く)についても、一律基準が適用されるのであれば、これらについても検査方法を設定すべきである。例えば、シプロフロキサシンは今回のリストに記載されていないが、輸入食品モニタリング検査方法として公開されている試験法に検出限界の記載がないため、何を以て「含有しない」とするのかが不明である。</p>	株式会社ニチレイ	89	<p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>従来より、真度、精度、特異性及び検出限界において同等又は優れている他の試験法については、その使用は差し支えありません。</p> <p>また、No.82 の回答のとおり、シプロキサシンは抗菌性物質であり、参考とする基準がないことから暫定基準を設定することとはしておらず、一律基準ではなく、従来の「含有してはならない」という規定が適用になります。</p>
3437(3)	<p>サンプリング方法や分析方法に公定法を定めて欲しい。また、その公定法以外の方法で検出された場合でも、食品衛生法違反であると判断しないで欲しい。</p>	武村百合子	38	
3447(3)	<p>3. 分析方法について</p> <p>〔意見〕 分析方法の公開・提示から施行までに十分な猶予期間設定をお願い致します。また「不検出」の意味(分析方法および検出限界値)を明確に設定してください。</p> <p>〔理由〕 分析手法の導入、バリデーション、製品チェックなど、事前の対処のための期間が必要です。分析方法についてはこれらの対策に必要な期間を考慮に入れ、余裕をもって決定・公開して下さるようお願い致します。また、分析技術の進歩に伴う手法や検出限界の違いによる混乱が生じないように条件、検出限界値を決めていただきたいと思います。</p>	味の素株式会社	179	<p>いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。</p> <p>No.39 の回答のとおり、暫定基準の施行については、最終案のパブリックコメント、WTO通報等の手続きのあと、食品衛生分科会における答申を経て、告示し、告示日から少なくとも6ヶ月をおいて施行することとしています。分析法についてもまとまったものから公表するとともに、遅くとも告示日には全体を示したいと考えています。</p>

3457(3)	<p>3. 分析方法を早く公表頂きたい。また、できるだけ簡素簡便で、事業者の負担とならない方法をお示し頂きたい。</p> <p>(1) 今回の施策に伴い、一部の農畜産物では、分析方法が変更されると聞いている。変更されるのであれば、サンプルの一次処理方法のみでも、開示頂きたい。現在検疫等で行われている方法でも構わないので、参考として、開示頂きたい。</p> <p>(2) 多くの物質を同時に分析する可能性も出てくると推定されるので、グルーピングして一次検査し、そこで検出が認められれば、更に二次検査を実施するというような検査方法を提示頂きたい。</p> <p>(3) 基準の施行にあわせて、最終的に決定した分析方法が公表されると、新たな分析の準備(機器の購入等)の時間がとれない等の問題があるので、分析方法の開発の進捗を、都度、可能な範囲で公表頂きたい。できたら、説明会を開催して頂きたい。</p> <p>(4) 基準が施行されると、事業者が、当該の分析を分析機関に委託する機会が増加するため、分析機関の不足が予測される。公的な位置づけでの分析機関を増やすことで、事業者の分析の依頼に充足できる体制を準備頂きたい。</p>	社団法人全国清涼飲料工業会	182
3467(3)	<p>分析方法の公開、提示については、事前に残留検出の調査確認・対処を行う必要があるため、法律の施行前に十分な猶予期間を設けて提示頂く必要がある。(同旨2件)</p>	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209 210
3477(3)	<p>今回の暫定基準ポジティブリスト作成に伴い、その分析方法の提示についての考え方を示していただきたい。例えば、諸外国での分析実績などに基づいて採用される分析方法の妥当性なども開示していただけるのか。また、今後のスケジューリングなども決定されているのか。(同旨2件)</p>	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社	209 210
3487(3)	<p>早期に公的分析方法を公開していただきたい。(検出限界も明示)</p>	日本製粉株式会社	212
3497(3)	<p>一斉分析法等検査方法の早急な整備は、ポジティブリスト制の円滑な運用に不可欠と考えられるので、十分な配慮を希望する。</p>	油糧輸出入協議会	215

350	7(3)	分析法については、事業者が行う、自主点検の参考とするため、早期に公表されることを望みます。	(社)日本青果物輸入安全推進協会	218
351	7(3)	試験法により検出数値が異なることも予想されるため、統一的な試験法を早急に(施行前に)確定して欲しい。(同旨8件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・(社)日本冷凍食品協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社・ロッテスノー株式会社	17・18・24・27・28・39・95・99
352	7(3)	基準が設定される全てのポジティブリスト農薬及びND農薬に対して作物別の分析方法と検出限界を提示してほしい。(分析精度向上による検出限界値の低下と、指定検査機関での検出限界に差が出ている)	アヲハタ株式会社	108
353	7(3)	全項目の告示法(通知法)としての告示はいつになるのか。	宮下 隆	49
354	7(3)	新たな検査法を検査機関に導入するのに時間がかかる。日本や他の国で使用されていない物質については、分析法を scratch から開発しなければならず、そのような物質が多ければ、2006年の施行までにこれらの作業は終わらないであろう。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153
355	7(3)	スクリーニングとしての多成分一斉分析法は、国として開示するのか。また、開示の時期はいつになるのか。	宮下 隆	48
356	7(3)	今回暫定基準が示された農薬等の全647品目に対し、それらが全て定められている基準値以下であることを確認するには、より効率的な検査方法等の確立も重要であると考えます。一日も早い効率的検査方法の開発をお願い致します。	ロッテスノー株式会社	99

357	7(3)	分析対象物質が同一のため、複数の農薬成分について設定された基準について、元はどの農薬成分が該当しているのか、具体的な成分名を明示して欲しい。また、その場合、元の農薬成分を特定する具体的な分析方法についても開示して欲しい。	姫路市環境衛生研究所	20	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 暫定基準における規制対象の農薬等の範囲については、品目名における記載、脚注における記載等によって、極力その明確化を図ったところです。今後、試験法(案)の公表を急
358	7(3)	テトラサイクリン系、フェバンテル等を除いて、試験されるべきマーカーが示されていない。	EU	205	ぐこと等により、規制対象の範囲をより明確化してまいります。
359	7(3)	内寄生虫用剤のチアベンダゾールは、食肉、乳などに対して「チアベンダゾールおよび 5_ヒドロキシチアベンダゾールの和」として残留基準値が設定されている。法の執行に当たり、MRLsを設定するための試験法ならびに、残留マーカー等の適切な情報を基準案に提示すべきである。	日本生活協同組合連合会	189	
360	7(3)	分析方法が不明なため、分析の実績が少なく、今回提示された基準値が許容できるのか、判断できない項目もあると推定される。早く分析方法を示して頂くとともに、今回のパブリックコメントの締め切り後でも、新たな分析データに基づき、妥当な基準に切り替えて頂くよう御配慮頂きたい。特にお茶葉の分析方法においては、水抽出による一次処理から、溶媒抽出による一次処理に変更となると聞いており、今まで検出されなかった農薬も検出されると推測されるので、特に宜しく願いたい。また、分析方法が明確な項目においても、今回の締め切りまでに精査しきれない部分もある。同様に御配慮頂きたい。	社団法人全国清涼飲料工業会	182	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 試験法については、国立医薬品食品衛生研究所を中心に開発しているところですが、まとまったものから公表するとともに、遅くとも告示日(施行は6ヵ月後)には全体を示したいと考えています。 なお、茶葉の分析法等における抽出法等、水抽出と溶媒抽出が存在することがありますが、試験法により明確化したいと考えています。

3617(3)	茶の基準について、国産、輸入茶葉の流通に支障のないよう農薬残留実態調査を実施し、溶媒抽出法での農薬検出範囲と暫定基準値を比較検討して社 戴きたい。現在、茶葉(抹茶を除く)の分析においては茶葉を熱湯で抽出した抽出液を検体としており、水に溶けにくい農薬(ピレスロイド系農薬など)は検出されにくい方法となっている。これまで茶葉の熱湯抽出法による農薬残留実態についてはデータが蓄積されているが、水に溶けにくい農薬の残留実態は十分に把握できていないのが現状と言える。また、海外では溶媒抽出法を採用しているが茶葉における残留実態調査例が少ない。今後茶葉における分析法が溶媒抽出法に変更となった場合、例えば一律基準値が設定される農薬で流通に著しく支障をきたすものがないのかどうか確認すべきである。参考として今回の暫定基準案では一律基準値が適用される農薬で残留事例があるものの例(トリアゾホス、プロモプロピレート)を添付する(別添略)	サントリー株式会社	98	
3627(3)	現在食品衛生法で基準のあるものはそのままの運用と諒解するが、現行の茶の残留農薬基準はほとんどが抽出液を分析することとなっている。一方他 国の残留農薬基準は茶葉自体を分析するのが主流であるが、かかる状況を加味し、茶葉の暫定基準及び一律基準は茶葉自体の分析となるのか？茶葉は抹茶以外そのまま食べることはなく、残留物は全て抽出した上で摂取されることから、茶葉の暫定基準・一律基準に関しても、これまで通り抽出液を分析することとして頂きたい。さもなくば茶葉に関しては必要以上に厳しい基準となる恐れがある。	三井物産株式会社	136	
3637(3)	加工食品の検査法を作成されたいこと	(社)日本乳業協会	219	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 多種多様な加工食品があることなどから、流通量、加工の形態等に留意しつつ、加工食品の分析法の開発についても努めてみたいと考えます。
3647(3)	暫定基準の設定フローに、外国基準等がない場合であっても、科学的に証明できるデータ(作物残留データ等)があれば、そのデータを用いて基準を設定するという制度も載せて欲しい。	デュポン株式会社	25	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 暫定基準(案)について、基準値の変更等の要望がある場合であって、毒性に関する資料等の提出が可能であれば、リスク評価を行う用意がありますので、平成16年2月5日付け

				食品安全部長通知「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づき要請してください。	
365	7(3)	暫定基準(第一次案)は、専門的な内容であり、意見を求めるとあるが、専門文書で事前説明もないことからみて、意見募集の対象の中には国民消費者集いは存在していない。重量4kgのデータ内容のチェックは、丁寧な事前説明がなければ無理である。専門的な文書のみならず、広く国民を対象とする意見提出を求めるのなら、その前後の手順、手続き、判断基準を法規化し、広く公表しなければ、国民の意見は得られない。国民・消費者に意見募集するための事前手続きが不十分であり、再度意見募集を期待しています。	遺伝毒性を考える	192	今回の意見募集は定められた手順、手続きにそったものですが、今後ともリスクコミュニケーションの場などを通じて広く説明してまいりたいと考えています。
366	7(3)	昨年より厚生労働省においても、よりリスクコミュニケーションに重点をおいた行政が行われており、意見交換会など活発に行われています。この評価されるべき流れを重視し、よりいっそうのリスクコミュニケーションが図られることを期待します。	Japan Food Information Center (JFIC)	137	
367	7(3)	設定される基準値の安全性について、十分なリスクコミュニケーションを図りたいこと	(社)日本乳業協会	219	
368	7(3)	今回のパブリックコメントによって、基本方針が決定されると思いますが、それに従って残留基準値(案)が設定されましたら、最終的に決定される前に、再度パブリックコメントを募集して欲しい。	(社)日本動物用医薬品協会	101	暫定基準については、第1次案と同様に、第2次案及び最終案についても意見募集を行うこととしています。
369	7(3)	今回のパブリックコメントに基づいて作成された残留基準値案について、再度パブリックコメントの機会を設けて欲しい。特に、一律基準との比較が重要と思われるため。また、暫定基準の確認作業には非常に時間がかかることから、個別の農薬に関する意見・要望の受付は随時お願いしたい。(同旨5件)	(社)日本動物用医薬品協会・アヲハタ株式会社・日清製粉株式会社(株)日清製粉グループ本社・日本製粉株式会社	101 108 209 210 212	

370	7(4)	一律基準値はいつ頃提示されるかを含めて、スケジュールを開示してほしい。また、一律基準値を決めた後、第2次案を出して、パブリックコメントを受け付けるように願いたい。	製粉協会	208	
371	7(4)	一律基準の公開に合わせて2次案としてのパブリックコメントの募集を必ず願いたい。(同旨3件)	日清製粉株式会社、(株)日清製粉グループ本社、日本製粉株式会社	209 210 212	
372	7(4)	今回の案は、従来の基準設定方針とことなるため、第一次案で農薬製造者、販売者、使用者等広く意見募集して、第二次案を作成し、それに対するパブリックコメントを募集してください。	アヲハタ株式会社	108	
373	7(4)	第2次案の提示ないし意見募集は予定されているのか。登録保留基準農薬に関しては、第2次以降で検討されていくのか。	国産生薬株式会社	193	
374	7(4)	EU等において検出限界値をもって基準を設定していることが明らかなものについては「一律基準値を適用すること」との記述が行われているが、EU等がなぜそのような対応を行っているかについても、十分調査することが必要と考える。また、検出限界値をもって基準を設定する場合に、EU等の検出限界値を一律基準値として適用するためには、EU等の採用している分析法を我が国として検証することが必要条件となり、この件に関する検討も必要であるとする。	日本生活協同組合連合会	189	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 説明文書の留意事項の6の については、ポジティブリスト制を採用していないEUにおける特例的な取扱いによるものであると考えています。また、ADI が設定できないものを除き、検出限界をもって基準値を設定することは考えていません。

3757(4)	農薬等の残留基準は個々の化学物質について設定されたADIと農作物等の平均的摂取量をもとに決められるが、多くの仮定に基づいて算出されたADIは健康な成人男子が一生摂取しても影響がでない量とされているだけで、心身発達途上にある子供(胎児を含む)や老人、農薬に対する感受性の大人人には、必ずしも安全とはいえない。また、人が摂取する農薬は多量類におよぶが、複合毒性の評価はなされておらず、個々の農薬のADIがクリアされることのみをめざす現行残留基準は科学的とはいえない。農薬は、人の健康にさまざまな影響を与える殺生物剤であるから、その摂取を出来るかぎり減らそうとする努力が大切である。そのためには、農薬の使用を減らすことも念頭においた施策がとられるべきであり、対象農薬の数を増やし、かつ、高い残留基準を設定しても、食の安全・安心にはつながらない。いままです実施された残留農薬調査をみると、残留基準を超えた農薬の比率は少ないが、なんらかの農薬が残留している農作物は、約20%に及び、その比率を減らしていくことが望まれる。	反農薬東京グループ		96 いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 ADIを含め、現在の残留基準の設定方法は、JMPR等国際的な専門家会議でも採用されるなど、科学的にみても国民の健康確保に支障があるようなものとは考えていません。 なお、農薬等の使用に関しては、食品衛生法の所掌を超えるものであって、その規制等を行うことは困難です。
3767(4)	新規に残留基準を設定する場合は、WTO通報を通して全ての国に情報提供し、意見を求める期間を設けること。また、MRLは、主な貿易国の基準値や、それら関連する事項について考慮した上で設定すること。[原文英語]	U.S. wheat associates	217	御指摘のWTO通報など、SPS協定の規定を遵守してまいります。
3777(4)	残留基準見直しの必要が生じるとすれば、古い製品ほどその必要があると考えられますが、長年にわたる使用で問題がなかった有効成分については、現行の検出限界値をそのまま最終残留基準値として頂くようお願いしたい。	(社)日本動物用医薬品協会	101	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 今回の暫定基準は、現行の残留基準を見直すものではなく、No.124の回答にそって、新たに設定するものです。
3787(4)	油糧原料の暫定基準をみると、生産地で使用されている農薬のほとんどがリストアップされており、感謝申し上げます。当植物油業界で使用する原料の大部分は輸入によっており、生産地で使用している農薬の種類、残留基準値と一致が重要と考えている。今後、生産地で使用され、暫定基準案に載っていない農薬が申請された場合は速やかに基準の設定をお願いしたい。	社団法人 日本植物油協会	176	生産地において今後新たに使用されることとなった農薬等については、平成16年2月5日食安発第0205001号にて厚生労働省医薬食品局食品安全部長より各都道府県知事等へ通知した「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に従い提出いただくこととなります。
3797(4)	今後、生産国から新たな農薬の使用について情報が入った場合、この化合物を暫定基準に追加するため、手続きの方法を定めることを希望する。	日本紅茶協会	214	

3807(4)	日本は、5年ごとに基準値変更に伴う見直しを行い、「告示までの間に新たな品目の追加・削除及び対象農作物等の追加・削除など、参考とする基準の変更も予想されることから、暫定基準設定作業の事務的に可能なものについては、暫定基準に反映させることとする」とある。オーストラリアのシステムでは、MRLの変更はAPVMAよりFSANZへ月一ベースで提案される。オーストラリアのfood codeにおける重要な改正は、どのようにして日本へ伝えればよいか。[原文英語]	オーストラリア政府(DAFF)	199	在日大使館を通じて、基準審査課へお伝えください。
3817(4)	新たな農薬の登場や状況に応じて、基準値の設定や見直しについては迅速に対応してほしい。	飼料輸出入協議会	207	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 平成15年の農薬取締法等の改正により、農薬等の登録等と同時に食品中の残留基準を設定することとしたところです。
3827(4)	残留基準の設定に際しては、水、空気からの摂取も充分配慮する。(特に農耕地近郊の大気汚染や室内汚染、街中汚染、飲料水汚染が懸念される農薬)	反農薬東京グループ	96	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 残留基準の設定に当たっては、国民の農薬等の摂取量がADIを上回ることがないように
3837(4)	残留基準の設定に際しては、ADIに基づく単なる毒性評価だけでなく、市場に流通している農作物等の残留実態調査に基づく平均値(又は中央値)を考慮した残留基準を設定する。すなわち、ADIに基づいて算出された基準と残留実態調査にもとづいて算出された基準の低い方を残留基準として設定し、より農薬の摂取量を減らす方向を打ち出すべきである。	反農薬東京グループ	96	国際的な専門家会議で採用されている方法にそって基準を策定しているところです。また、マーケットバスケット方式によって実際の摂取量を調査していますが、ADIの数パーセントに過ぎず、複数農薬の試験結果等からみても、国民の健康確保に支障があるとは考えていません。 具体的には、ADIに基づいて残留試験結果から算出された基準と残留実態調査に基づい
3847(4)	基本的に、農薬、動物用医薬品等の化学物質はその摂取量はできるだけ少ない方がいいと考えます。従って、食品についての残留基準値はできるだけ低い方がいいと考えます。なぜなら、算定の根拠に用いられるADI(許容一日摂取量)は個々の物質について設定されていて、複数摂取した場合のADIではないからです。私たちが毎日摂取する食品に含まれる化学物質が何十種類あるかを考えると、個々の化学物質の摂取量は極力少ないに越したことはありません。更に環境汚染物質等の存在を考えれば、尚のことです。	河道前 伸子	152	た実際の暴露量とを比較することによりADIの80%を超えない範囲で設定しています。科学的根拠がなく低い基準値とすることは、SPS協定から見ても妥当ではないと考えます。 なお、ADIの80%としているのは、水や空気からの摂取を考慮したものです。

385	7(5)	今後、厚生労働省としての市場モニタリング、検疫所、衛生研究所、農薬検査所は、どのように残留確認を行っていくのか教えて欲しい。	宮下 隆	45	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。
386	7(5)	規準が制定された後の行政の運用に関する指針を明確にしてください。	キョーマン株式会社	164	国又は都道府県等が定める監視指導計画に従い実施していくこととなりますが、詳細については今後検討することとしています。
387	7(5)	輸入品については、輸入検査の仕組み及び違反品の公表が制度として定着しているが、国産品については実態が不明な部分が多く、地方自治体が独自に実施している検査についても結果の詳細が公表されている例が少ない。このため、国産品についても検査制度を明確にし、結果を広く国民に知らしめるべきと考える。	株式会社ニチレイ	89	なお、事業者におかれては、食品安全基本法を挙げるまでもなく、食品の安全確保の第一義的な責任を有していることを認識され、必要な対応を自ら実施されることを期待します。
388	7(5)	新しいシステムが導入された結果、発生しうる貿易障壁及び経済的コストは何か。特に日本の輸入者は、新たなシステムと農林水産省その他により実施されるリスクについて関心を示しているのではないか。当協会は予期されない残留が発見される可能性はほとんどないと考えているが、輸入者及び製粉業者は、輸入の障壁とならないためにさらなる保証を必要とするのではないか。また、米国における化学物質の使用法のデータと広く見られる化学物質を証明するランダムな試験の長い歴史から、多数の貨物について多数の化学物質に対して検査を実施することは、最小限のリスクを提示するための調和から大きくずれたコストをかけるものである。[原文英語]	U.S. wheat associates	217	
389	7(5)	ポジティブリストにするのであれば、各検疫所で全ての基準設定された農薬項目に対して根拠のある抜き取り頻度を定めて検査をすることが必要である。	アラハタ株式会社	108	

3907	(5) 穀類の貿易に対する影響が大きい。必要な検体数等、検査に関する説明がない。暫定基準案をどのように施行するかが示されていないので、大きな混乱が生じる。CGC は、現在カバーしているものだけでなく、MRL が提案されている数以上の多くのアイテムをカバーすることを要求されることを危惧している。小麦の場合、現在の 105 アイテムから、183 アイテム以上になる。これは、穀類貿易や、現在の検査機関におけるコストの関係だけではなく、結局実行できないということになるかもしれない。特に検査のカバーの必要のあるアイテム数に関係している検査の必要性と、安全性への絶対的な要求とのバランスを考慮する必要がある。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153
3917	(5) 外国で使用される物質については、諸外国政府に対し基準に合致したものを輸出するよう要請すると共に輸入時のチェックを強化されたいこと。	(社)日本乳業協会	219
3927	(5) 国の検査体制を強化し、基準違反の農産物が輸入されないようにしたい。(同旨 7 件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全国菓子工業組合連合会・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・22・24・28・39・95

3937(5)	<p>行政への依頼 輸入食品関係者が、より安心な食品を取り扱えるようなサポートを行政として輸出国との間で行っていただきたい。1.ポジティブリスト記載以外の農薬等の使用が認められている国については、国別にその農薬を示して欲しい。2. 輸入農産物等については、使用農薬等の報告を義務付けるようにし、それに対応した税関検査体制を構築する。3. 残留農薬等の基準について、Codex 等の国際的な場で討議し、国際的な基準を各国が用いるようにし、国間の基準値の違いを無くすようにしていただきたい。4. 一企業では分析できる農薬等は限られてしまいます。特に、多くの原料を使用している加工食品については 分析する農薬の対象も広がります。したがって、対象となるすべての農薬を低料金で受託できるような公共分析機関の整備も必要と思われます。</p>	キョーマン株式会社	164
3947(5)	<p>基準違反の農作物が輸入され、それを使用した加工食品が違反となるような事態が起こらないよう、統一的な分析方法で検査し、水際における検査体制を充実していただきたい。また、影響範囲の無用な拡大を避けるために検査と結果公表の迅速化をはかっていただきたい。</p>	(財)食品産業センター	196
3957(5)	<p>オーストラリアは、ポジティブリストの MRL が増えることで、それにつれて日本への輸入に問題が生じることを懸念している。MRL が増えることは、日本に荷揚げ時、もしくは事前のサンプリング、試験、通関手続きが要求されることが増えるということになるのか。荷揚げの許可・製品の通関手続き以前に試験を行うのか、誰が試験費用を払うのか、日本に荷揚げする輸出者もしくは、分析者から結果を要求するのか。このような事柄について、本案は何も示していない。[原文英語]</p>	オーストラリア政府(DAFF)	199

396	7(5)	中小企業等にあつては、検査設備を全く持ち合わせていない等、不特定な残留農薬の事前検出は極めて困難であることから、行政機関において、原料段階での検査を徹底して欲しい。(同旨6件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・39・95	
397	7(5)	中小企業等にあつては、検査設備を全く持ち合わせていない等、不特定な残留農薬の事前検出は極めて困難であることから、行政機関において、原料段階での検査を徹底して欲しい。	日清シスコ株式会社	95	
398	7(5)	仮に不検出とされている農薬が混入した原材料を使用していたことが後日わかったとしても、その製品から不検出の場合は回収等の規制の対象にならないようにしていただきたい。	日清シスコ株式会社	95	回収に関する考え方については、No.43の回答を御参照ください。
399	7(5)	暫定基準値は、これまでの残留基準と違い、科学的に国内審査を経たものではないため、「基準値とは何か」という間に正確に答えられない可能性があるばかりか、基準値を僅かに超えただけの急性には健康上問題がないと考えられるケースでも、消費者にとっては日常の食品に対していたずらに過大な危険イメージを増幅させることになる。現に、これまで基準違反で回収となったケースでも、「健康上には影響がありません」というコメントが、違反側からも取り締まる側からも表明されることがしばしばであった。従って、規制の仕組みを次のように2段階にしてはどうかと提案する。残留を警告・指導する違反レベル(数回発生した場合は輸入・販売停止など) 残留により実際に健康上の影響が危惧されるので、市場流通品も含むた回収・廃棄。(同旨2件)	マルハ株式会社(社)日本冷凍食品協会	26・27	

400	7(5)	仮に使用した原料に基準を超える残留農薬が後日検出されても、製品が基準違反でなければ、回収等の規制対象にしないことを明確に示して欲しい。(同旨4件)	森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社・(社)全国ビスケット協会・全国菓子工業組合連合会	17・22・39・95	
401	7(5)	分析体制について、最終需要家への速やかな受渡及び円滑な物流を目的として、遺伝子組換え等のモニタリング検査同様、サンプル採取後3日以内を目処に検査結果が出る体制を確保してほしい。	飼料輸出入協議会	207	試験法の開発に当たっては、できるだけ迅速なものにしたいと考えますが、その他にも重要な要素があることもご理解ください。
402	7(5)	国内で使用される物質については、使用者である生産者に十分趣旨を理解させ、基準を超えない食品原料を生産するよう義務づけされたいこと(農林水産省と連携し、安全な農畜水産物が生産される仕組みを構築されたいこと。使用実態、使用記録の義務化と、それにたいする第三者チェック。)	(社)日本乳業協会	219	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、参考までに以下のとおり回答します。 農薬取締法、薬事法及び飼料安全法の改正によって基本的に対応されたものと考えています。
403	7(5)	原材料となる農産物等について、生産・輸入・販売の各段階で、残留農薬の有無について表示をするよう指導して欲しい。	全国菓子工業組合連合会	22	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、ご指摘の表示については食品衛生上義務付けることは困難と考えます。
404	7(5)	小麦の場合、農薬の残留のリスクは使用の許可されている化合物が最も高い。他の製品に使用が許可されている農薬は、小麦に対してそれほど残留しないので、小麦に使用が許可されていない農薬を検査しても、あまり意味はない。もし、二国間ベースで、検査対象の農薬が、小麦の種類に使用が許可されているのかを考慮してもらえれば、検査を必要とする農薬の種類は非常に減るであろう。[原文英語]	Canadian Grain Commission	153	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、ご指摘のように使用実態に即した検査を行うことが効率的にリスクを回避できる一つの方法であろうと考えます。
405	7(5)	一斉分析で分析した結果が暫定基準値に対し50%以上の値が出た場合、現行の通知と同様に、個別の分析法で確認するという考え方はあるのか。(同旨2件)	日清製粉株式会社・(株)日清製粉グループ本社	209・210	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、分析方法については現在検討中です。
406	7(5)	平成9年4月8日衛化第43号の「残留農薬迅速分析法の利用について」で、試験法としては、「回収率:70~120%、相対標準偏差:概ね20%未満、検出限界:基準値の10%以下」と記載されているが、検討される分析法でも、これを満足するものになるのか。	(株)日清製粉グループ本社	210	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、分析方法については現在検討中ですが、対象物質により異なる場合も想定されます。

407	(5)	基準の運用にあたりましては、水際で問題が生じないよう、輸入品の積地での分析結果を採用することをご検討いただきたい。	社団法人 日本植物油協会	176	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、輸入者が自主的に行う検査において輸出国での検査を否定するものではありませんが、検査命令においてはサンプリング方法及び分析方法等の観点から輸出国での検査成績書は受け入れていません。
408	(5)	清涼飲料水の製造事業者にとって、原材料が今回の基準を満たしていることが何よりも大切であるので、以下のようなリスクコミュニケーションを実施頂き、基準の趣旨を徹底頂きたい。 (1) 国の内外を問わず、農畜産物の生産及び農畜産物の一次加工を行ない、清涼飲料水の原材料を製造する者への基準の趣旨の徹底をお願いしたい。 (2) また、国の内外を問わず、(1)の農畜産物を生産・加工する者を監督する行政機関にも徹底頂きたい。 (3) 清涼飲料水製造業者としては、特別の場合を除いて、(1)の農畜産物を生産・加工する者、或はそれらを仕入、販売する者からの品質保証を頼りに製造を行っており、清涼飲料水の流通販売業者からの膨大な分析データの提出要求に耐えられないので、この点をしっかり指導して頂きたい。また、流通販売業者へも十分に基準の趣旨を衆知頂きたい。	社団法人 全国清涼飲料工業会	182	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、リスクコミュニケーション等において、基準の趣旨等について説明を行っていきたくと考えています。また、食品の安全性確保については輸入者や販売者等の食品関連事業者が第一義的責任を有していることから、各事業者においても適切に食品の安全性確保に必要な措置を講じられるようお願いいたします。
409	(5)	果実等農産物の残留確認においては、現食品衛生法との適合性の実証方法として、実測確認を積極的に行い、結果を開示する団体と書面による保証のみにとどめる団体と考え方や対応に温度差が見られることから、ポジティブリスト移行に際し、生産、流通、加工事業者各段階で、農薬等の残留確認の考え方など、改正法がより効果的且つ迅速に運用できるよう、ガイドライン等のご提示を強く希望します。	ロッテスノー株式会社	99	
410	(5)	検査機関の精度管理 (GLP) を充実されたいこと	(社) 日本乳業協会	219	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、検査機関の精度管理 (GLP) の更なる充実について図りたいと考えます。

4117(6)	パブリックコメントに対する意見 - 3でも要望したのですが、現行の基準値案に沿った場合、主要臓器以外の臓器・組織、その他の動物種に対しても基準値が設定されることとなり、農水省側からそのような動物種や臓器・組織に対する残留性を確認するようとの指示の出る可能性も捨て切れません。しかし、諸外国ではこの様な要求は今のところ無く、日本においても資料を諸外国と同レベルに調整していただきたく、厚生労働省と農林水産省との間での調整をお願いいたします。	畜水産品残留安全協議会	201	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、主要臓器以外の臓器等においても残留が認められる場合においては、残留基準を設定する上で残留試験が必要であると考えます。
4127(6)	暫定基準値については、Codex の基準値が Step8 になった時点、動物薬の承認が取得された時点で、Codex、動物薬承認に伴う基準値に変更されるのでしょうか？ また、暫定基準値案では、一律基準値を含み、可能性のある動物種全てに基準が定められているのですが、今までの動物薬申請時には、このうち申請動物種に対する残留性データのみを提出してきました。しかしこの場合、申請動物種のみ最終の残留基準値が設定され、その他の動物種や組織・臓器(卵、乳)などは暫定基準値のままということになるのでしょうか？あるいは、すべてを最終基準値とするための資料の要求などがあるのでしょうか？申請者としては、申請動物種以外の動物種までこのような試験をして基準の変更をすることは困難であり、整合性のとれる何らかの方策を検討して頂きたくお願い申し上げます。	畜水産品残留安全協議会	201	暫定基準をいわゆる本基準に見直すには、我が国としてのリスク評価が必要であると考えます。従って、単にコーデックス基準が Step8 になったからといって、本基準に見直すものではありません。薬事法に基づく国内の承認が新たにされるなど、我が国におけるリスク評価が実施される場合には、当該物質の暫定基準全体を見直し、本基準としたいと考えますが、申請企業に申請の範囲と関係のない試験成績を要求することは考えていません。
4137(6)	農薬と動物薬が記載されているが、紅茶は農作物であり、動物薬が残留することはないと考える。第一次案では、紅茶に対して動物薬の残留基準も適用されると誤解されることが考えられ、農薬と動物薬を分けた表を希望する。	日本紅茶協会	214	同一の物質でも農薬としても動物用医薬品としても使用されるものがあり、人への暴露を考慮するためにも同一の表としております。
4147(6)	既にある種の動物、臓器、農作物に対する最終基準値のある物質について、新たな動物種や臓器・組織、農作物の最終基準値を加える場合には、再び食品安全委員会におけるリスク評価(ADI 評価)がなされる予定であるとの話を聞きました。しかし、ADI については、食品衛生調査会で厳密な審査のもと決定されたものであり、全く同じ資料を用いるのであれば、再度安全委員会でADIの検討をすることは、同じことの繰り返しになります。また、異なる見解となった場合の整合性にも疑問が生じてしまいます。すでに ADI が設定さ	畜水産品残留安全協議会	201	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、食品安全委員会におけるリスク評価は食品安全基本法に定められた事項であり、省略することは困難であると考えます。

	<p>れた物質については、新たな知見が得られた場合など、必要な場合を除き、ADIの再度の審議につきまして、原則省略していただきたく要望いたします。</p>		
4157(7)	<p>小麦粉及びパンに関連する加工食品について、長年埼玉県为学校給食パンを問題として運動してきた立場から意見を述べます。</p> <p>小麦粉及びパンに関連する加工食品について残留の可能性の有る農薬、特に有機リン系農薬の残留基準は大幅に引き下げる必要がある。</p> <p>理由 たとえば36フェニトロチオンについて見る。北里大学の宮田幹夫教授はその毒性について0.06マイクログラム/キログラム/日でアレルギーの憎悪、化学物質過敏症が引き起こされると発表している。(「有機リン中毒」眼科 34 1992) 今回のパンの基準案0.2ppmのパンだと、アレルギーや化学物質過敏症の子供が食べると体重20キログラムの子供で6グラム、体重50キログラムでも15グラム食べるだけで症状がでてしまうことになる。パンの中に検出される有機リン系農薬は多種類にわたっているのですそれらの総量として有機リン系農薬の毒性が発揮されてしまうことを考えると、ひとつひとつの農薬の基準はさらに下げなくてはならない。現在、アレルギーや化学物質過敏症の人とはとても多い事を考えると安易にコーデックスの基準を採用すべきでないことはフェニトロチオンのこの毒性だけを見ても明らかである。</p>	比嘉悦子	134 御指摘のフェニトロチオンについては、いわゆる残留基準見直し訴訟において、原告から証拠として提出されるなど議論されたこともありますが、国内的にも、国際的にも、国民の健康確保に支障があるとは考えていません。
4167(7)	<p>私は、この意見募集を提出するにあたり、第一次案送料を実費で負担してまいります。その覚悟の中で、国民消費者として、基準の有り様を理解するために、「知る」努力をしています。広く意見を求めるとしながらも、広く意見を求めるためには、関係当局はどうすべきかが抜けているのは、国民としての健康権や消費者の権利が認められていないことにあると思う。国民の健康権、</p>	遺伝毒性を考える 集い	192 いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、ご意見の募集に当たり、ホームページや記者発表等を行うに加え、今後とも広く国民の意見が募集できるよう検討したいと考えます。

	消費者の権利を法的に認知せよ。			
417	(7) Q & Aの作成をして欲しい。(同旨6件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・39・95	いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、ご要望の点についてはホームページに掲載しているところです。
418	(7) ポジティブリストへの移行に向けて疑問点が多く出てきているので、Q&Aを作成し、関係者に共通の理解が図られるようにしていただきたい。(同旨2件)	製粉協会・日本製粉株式会社	208・212	
419	(7) どこの衛生研究所や認定機関に依頼したらポジティブリストに関わる物質全てが検査してもらえるか、国としてリスト化して欲しい。	宮下 隆		50 試験法については未だ開発中ですが、食品衛生法における登録検査機関の一覧は既に公開されています。
420	(7) 国内における生産システムの整備について〔意見〕 国内においても農水畜産物が基準を満たすよう、引き続き農水省と連携して、生産者が適切な農薬・動物医薬品を使用する仕組みの構築を推進してください。	味の素株式会社		179 いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、今後も農林水産省と連携の上、農薬等が適正に使用され、残留基準が遵守されるよう努めてまいりたいと考えます。
421	(7) 農薬、動物用医薬品等は必要最低限に減らしていく方向で努力研究が必要であり、世界の国々に対する働きかけも必要と考えます。	河道前 伸子		152 いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、今後も農林水産省と連携の上、農薬等が適正に使用され、残留基準が遵守されるよう努めてまいりたいと考えます。
422	(7) 2003年まで、米国大豆生産者が使用する殺虫剤の量は減少傾向だったが、昨年、大豆アブラムシの発生・まん延により、殺虫剤使用が全作付け面積の薬1%から10%に増加した。この傾向は続きそうである。また、北部地域諸州における作付け面積の増大と共に、残留農薬レベルが気象の影響に	アメリカ大豆協会		194 情報として承ります。

	より下がらないまま、収穫を迎えることも起こりうる。南米のように米国内でも大豆さびカビの問題がおこれば、この状況は悪くなりかねない。		
4237(7)	ホームページでの閲覧は、関連項目を一覧できるようにして頂きたい。(同旨6件)	(社)全国ビスケット協会・株式会社ブルボン・全日本菓子協会・日本チョコレート・ココア協会・森永製菓株式会社・日清シスコ株式会社	17・18・24・28・39・95 いただいた御意見は今回の意見募集の対象ではありませんが、わかりやすいホームページの運用について努めてまいりたいと考えます。